

平成18年6月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成18年6月27日～28日

場 所 第2委員会室

平成18年6月27日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免税等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙21)
 - ・宮崎県国民保護計画の作成について(別冊)
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・県外からの人材誘致・活用、交流促進等に係る調査結果について
 - ・全国知事会及び九州地方知事会の最近の動きについて
 - ・「県民の声」制度について
 - ・平成18年度「みやざき県政出前トーク」について
 - ・「宮崎県経済の動き」について

- ・勤務実績不良等職員の取扱いについて
- ・地方税財政改革をめぐる最近の動き
- ・宮崎県地域防災計画の見直しについて
- ・県民への防災・防犯情報伝達システム構築事業について
- ・平成17年度における行政改革の取組み状況について(概要)

出席委員（8人）

委員	長	萩原耕三
副委員	長	満行潤一
委員		緒嶋雅晃
委員		米良政美
委員		坂元裕一
委員		由利英治
委員		野辺修光
委員		新見昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	野中憲二
総合政策本部次長	宮本尊
部参事兼総合政策課長	渡邊亮一
部参事兼秘書広報課長	吉瀬和明
統計調査課長	山田敏代
広報企画監	高藤和洋

総務部

総務部長	河野俊嗣
総務部次長	丸山文民
（総務・職員担当）	
総務部次長	長友秀隆
（財務担当）	

危機管理局長	佐藤勝士
部参事兼総務課長	米良剛
部参事兼人事課長	稲用博美
行政経営課長	米原隆夫
職員厚生課長	鈴木高
財政課長	和田雅晴
税務課長	萩原俊元
危機管理室長	日高昭二
消防保安室長	押川利孝

事務局職員出席者

調査担当主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	古谷信人

○萩原委員長 ただいまより総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程であります。今回議案及び報告事項がない部局につきましては、待機ということで考えております。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等はありません。その他の報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野中総合政策本部長 おはようございます。説明に入ります前に一言お礼を申し上げたいと

存じます。先月5月に県北と県南の県内調査を実施していただきまして、私どもの総合政策本部の業務に関連します施設等につきましても御視察をいただきました。まことにありがとうございました。

それでは、総合政策本部の最近の出来事について御報告申し上げますが、座って説明させていただきます。お配りしております委員会の説明資料の表紙をめくっていただきまして、目次がついておりますが、きょうは(1)から(5)までの5件を予定しております。(1)の県外からの人材誘致・活用、交流促進に係る調査結果についてでございますが、これは次のページめくっていただきまして1ページから記載しております。分野横断プロジェクトの中で、交流人口の増加でありますとか人材誘致を目的とした「交流にぎわい創出プロジェクト」を推進するに当たりまして、大都市圏居住者が農山漁村を訪れましてグリーンツーリズム等を体験するという「ふるさと体験」ですとか、あるいは農山漁村等に移住定住するなどの「ふるさと暮らし」に対する意向を把握しまして、地域資源の活用の可能性や課題を明らかにするための調査でございます。その結果が今回まとまりましたので、後ほど御報告を申し上げます。

次に、ページめくっていただきまして5ページでございますが、(2)全国知事会及び九州地方知事会の最近の動きについてでございます。これは本会議でも御質問等があったわけでありまして、経済財政諮問会議等におきます地方財政に関する議論、とりわけ地方交付税改革に対する全国知事会あるいは九州知事会における取り組み等につきまして御報告を申し上げたいと存じます。

それから、7ページ、(3)の「県民の声」制

度についてでございます。この制度は、御承知のとおり、安藤知事が就任した直後の平成15年8月14日から受け付けを開始いたしまして、17年度末、ことしの3月末までの約2年半に3,600件の御意見をいただいております。御意見につきましては、その内容に係る担当部でそれぞれ対応しておるわけですけれども、その詳しい中身を現在分析を行っているところでございます。本日は現時点で取りまとめた状況について後ほど御報告申し上げます。

9ページ、次の(4)でございますが、平成18年度の「みやざき県政出前トーク」についてでございます。この事業は、県政に対する県民の理解を得るといふことと県民の意見を県政に反映させるということ、県政の重点施策あるいは県が取り組む事業、こういったものについて知事、各部長、職員が地域に出向いて説明をしたり意見交換を行うというものでございます。昨年度は3カ所で行っておりますが、ことしは5回予定しております。中ほどの表に書いてございますが、第1回目の日南市は既に終了いたしております、あと2回目から5回目までが残っています。第5回の高千穂町まで県全体で県内5カ所で実施するという予定にしております。その下に書いております「出前講座」につきましては、県民生活に関連の強いものなど県政全般にわたるテーマにつきまして、県民の方々からの要請に応じて実施することにしております。

最後に、5番目でございますが、11ページ、宮崎県経済の動きについてでございます。この宮崎県経済の動きにつきましては、広く県民の方々や県内経済界に情報提供を行いまして、また庁内の各部局における政策立案等にも活用してもらっておりますが、一昨年度から総合政策

本部で担当いたしております。お手元に別紙としまして資料3と資料4と2つお配りしております、資料3が17年の1年間の状況、資料4がことしの1月から3月の四半期の状況について取りまとめております。その内容につきましても後ほど詳しく御説明申し上げます。

以上につきまして、この後それぞれ担当課長より説明させていただきます。私の方からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡邊総合政策課長 それでは、総合政策課の方から御説明させていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。県外からの人材誘致・活用、交流促進等に係る調査結果概要について御説明いたします。1の調査目的にありますように、この調査は、総合長期計画に掲げます「交流にぎわい創出プロジェクト」の推進に当たりまして、そこに①から③まで整理しておりますけど、大都市に暮らす県外者の視点からの宮崎県の魅力・イメージに対する評価、「ふるさと暮らし」に対する潜在ニーズや実現の課題、さらには、その「ふるさと暮らし」を実現する場としての宮崎県の評価、あるいは団塊世代等の宮崎県への移住意向等、これを把握することによりまして今後の課題を明らかにするものでございます。

調査の実施時期等でございますが、2の調査方法にありますように、ことしの3月9日から15日、インターネットアンケートの方法で行いました。アンケートの対象は、そこにあります東京圏、名古屋圏、大阪圏に居住する20歳から79歳までの方について行いました。総数で2,232名の回答を整理分析したものでございます。なお、調査項目は、そこにありますように、回答者の性別、年齢などをお聞きした上で、宮崎県への来訪経験、あるいは「ふるさと体験」「ふるさと

暮らし」の状況、さらには、宮崎県への来訪・「ふるさと暮らし」意向等、そういう項目についてお聞きしたところでございます。また、調査に当たりますと、用語の定義をはっきりしなきゃいけないということで、そこにありますように、「ふるさと体験」につきましては、農山漁村などの田舎を訪れて農林漁業や昔からの産業、郷土芸能、文化・歴史、地域独特の暮らしなどを体験すること、そこに括弧で例を書いておりますが、グリーンツーリズムとか農作業体験とか伝統工芸品づくりとか農家民泊、そういう体験でございます。それから、「ふるさと暮らし」の定義でございますが、農山漁村等に移住定住したり、あるいは季節的滞在などと定義しているところでございます。それから、団塊世代ですが、昭和21年から25年に生まれた広義の意味の団塊世代、現在55歳から59歳までを指しているところでございます。

2ページを見ていただきたいと思いますが、調査結果であります。そこに概要をまとめております。なお、あわせて資料1を添付しております。その調査結果図表も一緒に見ていただければありがたいと思っております。まず、(1)の大都市圏居住者の宮崎県への来訪特性でございます。1つ目の丸にありますように、回答者のうち、宮崎県への来訪経験者は約5割という結果が出ております。5割とは意外と多いという感じでございますが、この5割をどう見るかでございますけど、宮崎県が行う調査でありますので宮崎への来訪経験のある方がどうしても回答が多くなる、そういう見方もありまして、そのあたりを踏まえてこの5割というのを見ていただきたいと思っております。3つ目の丸を見ていただきたいと思いますが、宮崎県来訪者の宮崎県への総合的な満足度でございますけ

ど、93.2%、9割を超えております。そして、次の丸にありますけど、宮崎のイメージでございますけど、やはり自然・景勝、温暖な気候等、宮崎らしい自然環境が高い。これは高いと書いていますが、63.1%ありました。また、そこにありますように、シーガイア等のリゾート施設のイメージが強い、30.3%ありました。シーガイアの名前も大都市圏に定着しているということが言えるのかなと思っております。

それから、(2)に大都市圏居住者の「ふるさと体験」「ふるさと暮らし」の関心度というのがあります。まず、①の「ふるさと体験」の経験でございますが、「ふるさと体験」の経験者、全体で5.9%、6%ぐらいにとどまっております。団塊世代で7%、60歳から79歳の世代では8.9%、約9%と、世代が上がるにつれて経験比率が高まっている状況でございます。②でございますが、「ふるさと体験」の意向でございますが、1つ目の丸にありますように、「ふるさと体験」の体験意向、56.3%と半数を超えておりまして、未経験者でも「ふるさと体験」したいとする潜在的需要が高いということでございます。そして、3つ目の丸を見ていただきたいと思いますが、「ふるさと体験」の頻度として若年層では年1回程度でございますけど、団塊世代以降では年複数回の体験を望むという傾向があるということでございます。また、体験期間、次の丸でございますが、若年層では1日か2日の短期、団塊世代以降では3日から1週間程度の中長期を望む傾向にあるという結果が出ております。昨日の読売新聞にもありましたが、国土交通省が退職団塊世代をターゲットに長期滞在型国内旅行の普及に向けたテスト事業を行うという報道が出ておりました。首都圏で募集した100人に九州の5カ所で実施するという報道がありまし

たが、このアンケート結果とそういう動きというのは呼応するのかなというふうに思っております。次に、③の「ふるさと暮らし」の意向であります。移住定住や季節的滞在による「ふるさと暮らし」の検討に肯定的に回答した方、21.5%と、全体の5分の1でございました。また、女性よりも男性が高い。それから、他世代に比べて団塊世代がやはり肯定的な回答が多いという結果が出ております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。「ふるさと暮らし」を始める条件としまして、一番上の丸にまとめておりますように、居住条件、治安・医療環境等の生活上の安心が最重要事項となっております。また、団塊世代でございますけど、これらの条件に加えまして、温暖な気候、豊かな自然環境、医療機関の充実等が重要視されております。そして、次の丸にありますように、下線を引いておりますが、「ふるさと暮らし」の希望地域としまして、地域にこだわらないとする回答が高かったわけがございます。そういう中で希望地域を見ますと、沖縄や北海道、甲信越地方、リゾート地、別荘地として人気の高いエリアがやはり希望が多い。そして、九州地方では宮崎県を希望する比率が高いという結果が出ております。また、3つ目のその次の丸にありますように、移住後の仕事でございまして、若年世代では収入額あるいは職種へのこだわりあるいは不安、そういうものが見られます。団塊世代以降では、時間的、精神的にゆとりのある仕事という回答が多く、ゆとりを求める傾向にあると言えるのではないかと思います。次の④でございまして、「ふるさと暮らし」開始に際しての障害をまとめております。実際に移住を検討する際の障害としまして、「地域になじめるかが不安」という回答が多く

ございました。地域社会との関係に不安を感じている状況がわかります。そして、年代が高まるほどその不安が高まるという傾向にあります。したがって、移住後のアフターケアといえますか、地域相談の充実、こういうものが今後課題になってくるということがわかります。

次に、(3)の大都市圏居住者の宮崎訪問・「ふるさと暮らし」意向でございまして、まず、①の宮崎県訪問への意向でございまして、そこにまとめていますように、宮崎への来訪希望、84%と高く、訪れたい理由としまして、美しい風景があるとかあるいは気候がよい、リフレッシュできる環境がある、おいしい食べ物がある、こういう回答がありまして、自然環境、気候条件、食への魅力が挙げられております。一方、訪れたいとは思わない理由でございまして、移動にかかる時間や手間もかかるか、あるいは交通費や宿泊費がかかる等、大都市圏からの交通条件が挙げられております。また、「宮崎のことをよく知らないから」と回答された方も少なくはありませんでした。次に、②の宮崎県での「ふるさと暮らし」の意向であります。一番上の丸にありますように、宮崎県への移住定住や季節的滞在により「ふるさと暮らし」を検討する可能性についてですが、「既に検討している」あるいは「検討する」「多分検討する」を合わせた宮崎での「ふるさと暮らし」の検討に肯定的な人といえますか、そういう方は11.5%ありました。2番目の丸にありますように、宮崎で「ふるさと暮らし」を始める際に特に重要となる条件ということで、住宅あるいは医療機関あるいは自然環境が重要視されております。また、医療機関の充実が世代が上がるにつれて重要度が高まっている。けだし当然かなと思っております。

4ページを見ていただきたいと思っておりますが、

一番上の丸にありますように、宮崎への移住定住に際しての必要な情報としまして、病院や福祉施設、福祉サービスに関する情報、あるいは交通・買い物の利便性、教育など日常の暮らしに関する情報、農家等の空き家情報、住宅の価格等に関する情報、就業の場とか処遇、専門人材の募集など仕事に関する情報など、医療福祉、生活、住宅、仕事、こういうことに関する情報が求められております。また、次の丸にありますように、仕事について、団塊世代は移住定住後「特に仕事をしたいとは思わない」という方が4分の1、25%ぐらい多くありまして、また、仕事を行う場合にも「業種にこだわらない」という回答が多かったわけでございます。一方で、自分の知識、技能等を生かせる仕事への就業依頼があった場合の就業可能性につきましては、「条件が合えば就業するだろう」、これが57.6%、あるいは「就業の可能性はかなり高い」が9.1%でございました。したがって、既に持つ技能を生かした形で団塊世代等の力を地域活性化につなげていく、そういう必要があるのではないかと考えております。最後でございますが、③の宮崎県での「ふるさと暮らし」の可能性、総括的に書いているわけでございますが、最初の丸でまとめておりますけど、宮崎への移住定住や季節的滞在の可能性につきましては、「移住、季節的滞在などについてのイメージはあるが、宮崎という特定地域を想定はしていない」、4割ぐらいありまして、最も高いわけございまして、「宮崎への移住、季節的滞在など漠然とイメージしているが、まだイメージが具体化していない」というのが3割近くありました。したがって、宮崎での「ふるさと暮らし」の検討可能性は高いわけでございますが、それは「ふるさと暮らし」に対する希望としてその一つの

選択肢として宮崎が挙げられている、そういうことではないかというふうに考えております。いずれにしても、全体として「ふるさと暮らし」を希望しても、地域に対するこだわりは余り強くないというふうに考えられます。次の丸にありますように、具体的な検討可能性につきまして、「夏季だけあるいは冬季だけなど季節や期間限定であれば検討してみてもよい」というのが47.2%と最も高い、そういう状況がありまして、第二の居住地探しの地域選択を含めて、まずは期間限定によりますお試しの滞在、そういうものが望まれているのではないかと考えます。

以上が調査結果でございますが、今後この結果につきましては、総合長期計画に掲げます「交流にぎわい創出プロジェクト」の推進に当たりまして活用してまいりたいと考えております。特にことしからプロジェクトの具体的な施策としまして、地域生活部が「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」などに取り組みますので、この調査結果を関係各部につなぎまして、県としてよりの確な施策展開に努めてまいりたいと考えております。

以上が調査結果でございますが、次に全国知事会及び九州地方知事会の最近の動きについて御説明いたします。5ページをお開きいただきたいと思っております。近年、地方分権に係る議論あるいは三位一体改革、交付税改革、さまざまな議論がなされる中で、知事会の動き等も活発化してきておりますので、最近の動きを報告させていただきます。

1の全国知事会についてでございますが、まず、(1)にありますように、5月30日に全国知事会議が開催されました。ここでは地方共有税の創設あるいは国と地方の協議の場の法定化と

か、あるいは新地方分権推進法の制定など7つの提言を内容としました意見書について議論を行っております。ここでの協議は、特に最近の地方交付税を取り巻くさまざまな議論がなされているわけですが、知事会としても地方の立場から交付税改革に対する見解をまとめまして、地方の意見を国に直接向けて直接主張していくべきであるという考えで行ったものでございます。そして、この意見書につきましては、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(骨太方針2006)でございますが、それに反映されるべく、下の方の(3)に書いてありますが、6月7日に地方六団体合同で内閣等に提出しておりますところでございます。この意見書の提出でございますが、地方自治法の第263条の3第2項の規定によりまして行うものでございまして、平成6年の「地方分権の推進に関する意見書」以来、実に12年ぶりの地方自治法に基づく意見提出権の行使でございました。(2)に戻っていただきますが、5月31日に地方自治危機突破総決起大会を開催しております。地方六団体共同でやりまして、「地方自治危機突破に関する決議」を採択しまして、これも国会議員等に対する実行運動を実施したところでございます。この大会には全国の首長さんあるいは議長等約1,000名が参加したところでございます。

次に、下の方の2の九州地方知事会についてでございます。まず、(1)にありますように、5月23日、東九州自動車道などの道路整備にしまして、今後10年以内に完成すべき事業箇所及びそれらの完成目標を明示しまして、所要額の措置等を求めるための緊急アピール、ここに書いてありますように『いつかはできるだろう』から『10年以内にこれだけはつくる』を発表いたしまして、5月29日に、会長長崎県知事でご

ざいますけど、政府・与党に要請をしているところでございます。また、(2)にありますように、6月2日、九州地方知事会議が福岡県の飯塚市で開催されまして、「地方交付税の改革に関する緊急決議」「第31回オリンピック大会の福岡誘致に関する決議」を採択したところでございます。この「地方交付税の改革に関する緊急決議」についてでございますが、6月19日に、会長、宮崎県知事、熊本県知事、鹿児島県知事と合同で総務大臣、与党三役等に要請したところでございます。また、一番下の丸にありますように、道州制への移行を見据えまして、各県共通の課題につきまして、共通の政策をつくって連携して実行していく政策連合等について協議しているところでございます。

6ページ、右の方に政策連合の主な内容を掲げております。個々の説明は割愛させていただきますが、これの中には各県の事情で具体的な連携方策の調整等に時間が必要だというものもでございます。市町村合併の進展とか経済のグローバル化等、広域連携の重要性、高まっております、知事会としても力を入れて現在検討しているところでございます。

総合政策課からは以上でございます。

○高藤広報企画監 委員会資料の7ページをお開きください。「県民の声」制度について御説明いたします。この「県民の声」制度につきましては、1の目的にありますとおり、県民の県政に対する意見など県民の生の声をフリーダイヤルの専用電話、ファクスを初め、はがきや電子メールで受け付けまして、県民の方々からいただいた御意見を県政に反映させることを目的に、2にありますとおり、安藤知事就任直後の平成15年8月14日から受け付けを開始したものです。

3の受付状況でございます。(1)の件数につ

きましては、平成17年度までの約2年半の間に3,604件の御意見を受け付けております。これを年度別に見ますと、15年度が1,220件、16年度が910件、17年度が1,474件となっております。また、1日の最多受付件数は52件です。これは受付開始直後の平成15年8月15日の受付件数であります。「県民の声」に意見を寄せられた提言者の状況につきましては、(2)のとおりであります。まず、男女の割合は男性が6割、女性が3割となっております。また、年代別では50代から60代にかけての方々が多くなっておりまうけれども、最近では電子メールによるものがふえていることが影響してありまして、20代から30代の方もふえてきているという状況にあります。なお、匿名の方が3割で、県外の方が6.8%となっております。受け付けました御意見につきましては、知事に報告をいたしまして、それぞれの担当課で回答の作成など対応していただいております。

各部別の状況は、右側の8ページの(3)にまとめております。各部別の件数につきましては、年度により若干異なりますけれども、17年度で見ますと、一番右側の欄になりますが、土木部が603件と一番多くなっております。次は総務部が270件、教育委員会が251件、福祉保健部が229件、県民の日常生活に直接関係する施策を実施している部局に意見が多くなっているようです。なお、総務部に関しましては、昨年の台風災害とか職員の対応に対する苦情、そういうものが多くなっているものです。

(4)は主な意見を各部ごとに示しております。例えば土木部の道路整備についてなどのように県民生活に密着してさまざまな地域からいただく意見がありますけれども、総務部の災害対応とか地域生活部の高千穂鉄道、福祉保健部の災

害対策とか昨年の台風14号に関連するものとか、環境森林部の森林環境税についてなどのように、その時々話題となりましたものについて集中的に御意見をいただく傾向もあるようでございます。このように「県民の声」制度は県民の方々が日常生活の中で考えられている生の声でございますので、今後はこれらの意見を整理分析するなど別の角度からも分析してまいりたいと考えております。結果がまとまり次第また御報告させていただきたいと考えております。

次に、9ページをお開きください。平成18年度「みやざき県政出前トーク」についてでございます。この事業は、1の目的にありますとおり、知事や部長、職員が地域に出向いて県政の重点施策や県が取り組んでいる事業等につきましてわかりやすく説明することによりまして県政に対する県民の理解を得るとともに、県民の皆様と直接意見交換を行うことによりまして県政運営の推進を図ろうとするものでございます。

次に、2の事業概要でございます。知事と教育長及び各部長等が地域に出向いてお話をする①の「出前県庁」と、事前にお示しするテーマについて県民から要請に応じて説明に伺う②の「出前講座」に分かれております。まず、①の「出前県庁」についてでございます。この「出前県庁」につきましては、昨年3回実施いたしました。参加された県民の方々から回数をふやしてほしいという御意見もありまして、今年度は昨年と場所をかえまして5回の開催としたところです。また、今年度は各部の次長にも出席をお願いいたしまして、意見交換に対応することとしております。各会場における参加者との意見交換に対し、よりきめ細かな対応ができるものと考えております。なお、第1回目の「出前県庁」は6月10日に日南市で開催いたしまし

た。当日は170名の方々に御参加いただきまして、活発な意見交換が行われました。今後、日向市、小林市、西都市、高千穂町で開催する予定でございます。次のページに第2回「出前県庁」の参加者募集のチラシをつけております。御参照をお願いいたします。

次に、②の「出前講座」でございます。これは事前にいただきましたテーマについて県民の皆様からの要請に応じて職員が対応するものです。昨年度は40回開催いたしました。延べ1,500名の県民の方が参加をいただきました。今年度につきましては、一部テーマの変更、入れかえ等を行いまして145項目のテーマで募集を行っております。新しいテーマとしましては、下の方に書いておりますが、地域ビジネス創造事業について、禁煙・分煙についてなどがございます。今後これらの事業を進めまして、県民の皆様方により一層県政を身近なものとしていただきまして、県民との協働による県政運営を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○山田統計調査課長 統計調査課の方から宮崎県経済の動きについて御説明をさせていただきます。

資料の11ページをごらんください。まず、1の目的についてであります。県内経済の実態について各種統計指標により分析したものを公表し、広く県民の方や県内経済界に情報提供を行いますとともに、各部局における政策立案等を支援するものでございます。次に、2の内容の(1)公表種別であります。年版及び四半期版を公表することといたしております。(2)構成につきましては、概況及び5分野の指標などから構成されております。

次に、右側の12ページをごらんください。3の平成17年の概況についてであります。二重枠

線内をごらんください。平成17年の本県経済の概況であります。「景気は、生産活動が底がたく推移し、消費の面では緩やかに持ち直しの動きが見られ、また雇用の面でも持ち直しの動きが続いたこともあり、引き続き緩やかな回復基調となった」としております。具体的には、下の主な経済指標により御説明させていただきますので、二重枠の下のコメントとあわせてごらんください。主な経済指標につきましては、表の左側から分野、指標の順となっております。また、右に向かって平成13年からの数値を記載してございまして、平成17年の数値は表の一番右側でございます。なお、それぞれの指標は二段書きとなっておりますが、下段は前年と比較したものでございます。まず、生産につきましては、生産の項目の一番上、鉱工業生産指数であります。全体としては101.6と、前年を2.8%下回りましたが、水準としては底がたく推移しました。これは、電子部品、デバイス工業の生産が第3四半期まで力強さを欠きましたが、その後、大きく上昇し、また焼酎や自動車関連の生産が引き続き好調だったためです。

次に、消費につきましては、消費の項目の一番上、大型小売店販売額は937億円余りとなり、前年を1.7%上回りました。次の新車登録台数、これは排気量660cc以上の自動車ですが、5年ぶりに増加し、3万台余りとなり、前年を4.0%上回りました。また、新車届け出数、これは排気量660cc未満の軽自動車ですが、2万7,000台余りで前年を2.2%上回り、過去最高となりました。また、航空便利用客数は乗客数が155万人余りで前年比0.2%増、降客数が154万人余りで前年比0.9%の増で、ほぼ横ばいとなりました。主要ホテル・旅館宿泊客数は116万人余りで前年比0.2%の減で、ほぼ横ば

いとなりました。このように個人消費関連につきましては、緩やかな持ち直しの動きが見られたものと考えております。

次に、雇用・労働につきましては、有効求人倍率が0.61で前年を0.01ポイント上回り、また新規求人数は7万1,000人余りで前年を0.1%上回りましたが、依然厳しい状況にあります。投資につきましては、新設住宅着工戸数が7,809戸で2.8%の減となり、2年ぶりに前年を下回りました。また、公共工事請負金額も1,865億円余りで前年を6.7%下回りました。

最後に、企業・金融につきましては、企業倒産件数が88件で前年を11.1%下回りましたが、負債額は247億円余りで53.8%の増となり、前年を大きく上回りました。このような状況を総合的に判断いたしまして、平成17年の本県経済の動きを取りまとめたところであります。

続きまして、最後のページ、14ページのA3横長の資料をごらんください。宮崎県の累積景気動向指数の推移でございます。ここには昭和60年以降の本県の累積景気動向指数のグラフや、下の方に全国の景気循環、その年代の日本経済や本県の動きを記載しております。この累積景気動向指数のグラフの波は景気変動の大きさを示すものではなく、景気の方角性を示すものでありまして、グラフの右上にありますとおり、本県は平成14年半ばより景気拡張期となっております。

戻りまして左側の13ページをごらんください。4の平成18年1～3月期の概況についてであります。二重枠線内をごらんください。「平成18年1～3月期の本県経済は、生産活動全体としては引き続き好調であり、消費は底がたく推移している。雇用は依然厳しい状況にあるが、緩やかな改善の動きが続いている。投資は持ち直し

の動きが見られるものの、企業関連は依然厳しい状況にある。景気は一部にやや弱目の動きが見られるものの、緩やかな回復基調にある」としております。

それでは、下の主な経済指標をごらんください。平成18年1～3月期の数値は表の一番右側でございます。まず、生産につきましては、生産の項目の一番上、鉱工業生産指数であります。全体としては108.8と、前期を1.3%上回り、平成12年以降最高の水準となりました。これは、電子部品、デバイス工業の生産が引き続き前期を上回り、食料品、たばこ工業とともに高い水準を維持したためです。なお、数字の前のpは表の上にありますように速報値であることを示しております。次に、その2つ下の大口電力使用量4億5,700万キロワットアワー余りで前年同期を4.3%上回りました。

次に、消費につきましては、消費の項目の一番上、大型小売店販売額であります。226億円余りで前年同期を0.9%上回りました。新車登録台数は8,400台余りで前年同期を3.4%下回りました。また、新車届け出台数も7,800台余りで前年同期を1%下回りました。航空便利用客数は乗客数が39万9,000人で前年同期比1.3%の減、また降客数も37万7,000人で前年同期比1.1%の減となり、ともに前年同期を下回りました。このように消費関連は前年同期を下回った指標が多いものの、底がたく推移しているものと考えております。

雇用・労働につきましては、有効求人倍率が0.66と、前期を大きく上回り、また新規求人数も2万538人で前年同期を2.7%上回っており、雇用情勢は依然厳しい状況にあるものの、緩やかな改善の動きが続いていると考えております。

次に、投資につきましては、新設住宅着工戸

数が1,700戸余りで前年同期比19.4%の増、また公共工事請負金額も783億円余りで前年同期比35.5%の増となり、ともに前年同期を大きく上回りました。

最後に、企業・金融につきましては、企業倒産件数が15件で前年同期を6.3%下回りましたが、逆に負債額は、大口の倒産があったために390億円余りで前年同期比278.2%増と、大きく上回りました。このような指標の動きを総合的に見まして、平成18年1～3月期の概況をとりまとめたとごさいます。

なお、お手元に別冊資料3、4として「宮崎県経済の動き平成17年版」「平成18年1～3月期版」をお配りしておりますので、その他詳細につきましては後ほどごらんいただければというふうに思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○萩原委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○米良委員 県外からの人材誘致・活用、交流促進等に関する調査結果ですけれども、この手の調査とか取り組みというのは今まで、例えば中山間地における女性と都市型の青年との交流とかいろいろありましたね。調査はするけれども、結果的にどういうふうになったかというのは私は余り把握してないんですけれども、渡邊課長、極めてこれはいい調査の結果が出ておるわけですが、過去にもニューシルバー構想とかいろいろ構想が打ち出されて、これも多分空鉄砲だったと思うんですよ。いろんな調査が出るけれども、私たちは過疎が進行している特に入郷3町を控えた選挙区ですからね、そこ辺を如実に物語るときがあるんですが、特に過疎、高齢化の進行等々によって地域が疲弊をしてしまったというその背景からすると、この調査結果

をどのように生かしていくかというのは、私は極めて興味深くお聞きをするわけですが、特に農家等の空き家の情報あたりを把握するでしょうけれども、今、大都会に住む人たちというのは、そういう田舎を求めて来る人たちというのは特に多いんです。年金暮らしとか、そういう年代の層の人たち、これは団塊の世代を視野に入れた一つの調査でしょうから、そういう実態からすると、この調査結果から来るイメージというのが、どこでだれがどのようにこの結果を生かしていくかということですね。そこ辺は課長、どう今から展開していくんですか。市町村に投げるんですか。それともある程度県が窓口になってお世話していくのか、そこ辺はどうですか。

○渡邊総合政策課長 今、米良委員がおっしゃったように、この調査というものの意味というのがいろいろあるんだろうと思うんですね。団塊世代等を特に中心にした調査結果を見ますと、やはり今、米良委員がおっしゃったように、ふるさと志向あるいはグリーンツーリズムとか、いわゆる地方で田舎暮らしという一つの志向パターンが見えてくるわけでございます。ただ、注意しなきゃいけないのは、「とかいなか」という言葉がありますけれども、大都市圏の方、例えば自分の住んでいる大都市圏から列車で2時間ぐらいの地方とか、そんなに自分の住んでいるところからかけ離れた地域というんじゃないで、「とかいなか」という言葉がありますように、自分の今の居住地を大事にしながらふるさと田舎暮らしも満喫できるような地域、そういうところを志向する。あるいは例えば地方に来ましても、県庁所在地的などころでの意向といいますか、そういうものが依然として強いというか、そういう結果もありまして、いわゆる本県のよ

うな山村地域に対するどれだけの意向、希望というのがあるのか、そのあたりはよく吟味してかからなきゃいけない。ただ、我々としてしましては、先ほど言いましたように、今回、商工観光労働部が「ふるさとツーリズム」という一つの冊子を出しましたけど、ああいう情報を集約しまして、ちゃんと情報提供していく。そして、かつ今おっしゃいましたように、いろんな空き家の情報とかそういうものを全体として整理しまして、各地域の状況等も含めた情報提供をやっていくというのが今とりあえず求められているわけでごさいます、そういう中で、先ほどちょっと申しましたけど、地域生活部の方でことしから「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」を始めます。この事業は、県内の全市町村を対象としまして、交通・生活の利便性とかいろんな生活環境、あるいは受け入れのための農林漁業体験のプログラムとか、そういうものの受け入れ体制を調査しまして、それを情報として整理しまして、一元的に提供していく。先ほど申しました観光のいろんな情報、ふるさとツーリズムなんかの情報も入れまして提供していくという事業をことし始めようとしていまして、今そういう事業に取りかかっておりまして、そういうのが一つ大事かなと思っています。

各市町村、実態を調べますと、市町村も、正式にこういう事業に取りかかっているという市町村は非常に少のうございまして、日南市あたりが一部そういう施策の動きをやっておりますが、いずれにしても、これは県、市町村一緒になって何らかの形で情報提供、とりあえずはいろんな情報を整理しまして提供していくといえますか、そういうものを早急にやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○米良委員 わかりました。田舎といえども、

あるいは都会から田舎に行くその志向といえども、わざわざ行って山で仕事をするとか、あるいは畑に行って仕事をするとか、田んぼを耕していくとか、そういう人はおらんのですよ。静かに暮らそうという人たちがかなりこの結果からしても、あるいは日ごろ我々が中山間地を見ておりますと、そういう人たちがかなりいるんです。だから、静かに暮らそうというそういう人たちの希望をいかにかなえてやるかということが田舎の人たちに対してはにぎわいの創出になるんです。これだけ疲弊する中山間地ですから、どうそこに過疎をとめるかというのは無理ですよ。だから、結果に出ておりますように、どう市街地から都会からそういう人たちがふるさと志向でそこに住み着くかということが今、特に求められておるさなかでありますから、この結果からすると、いい結果が出ておりますから、特に廃屋なんか今、物すごく多いです。生い茂った、山の下あたりに寂しくたたずまいとしてありますから、見るに忍びないんです。そういうところをあっせんするとか、市町村自治体とタイアップして何か生かせないものかなということを模索して取り組むというのが必要だと思うんです。たくさんありますよ。そういうものと密着な関係の中でそういうところににぎわいを創出していくのかなという前提で僕はお尋ねしましたが、特にこれから、さっき言いましたように、だれがどこでどういうふうな取り組みをしていくかというのは大事です。今、最後にあなたがおっしゃいましたように、市町村自治体と連携を密にして、そういう視点を中山間地に当てていきますと、かなりこれは希望が多いと思います。要望しておきます。

○渡邊総合政策課長 先ほどちょっと御説明しましたが、いわゆる情報発信の中で特に受け入

れ体制の分につきましては、移住に関する相談窓口とか、先ほど言いました田舎暮らしや農林漁業などの体験プログラム、それから特に住宅、賃貸とか売り、土地、そういうものを含めてどういうあっせん制度があるのか、あるいは住宅物件の取得の補助制度があるのかとか、そういうものも含めまして情報提供をするようにしておりますので、我々としてはそれをより精度なものをつくりまして、大都市圏に発信していく必要があるというふうに考えております。

○米良委員 もう一つ田舎で暮らそうというそういう人たちが難しさを強いられておるのは、用途の関係で網をかぶっておるでしょう。そう簡単に、希望していても田舎に家が建てられないというひずみがあるんです。それとの兼ね合いからすると廃屋とか空き家を利用する、田舎に住む志向というのはそこ辺で難しさが出ていますから、用途でなかなか規制がありますから難しいんです。そういうものも視野に入れながら進めるといいと思います。

○萩原委員長 ほか、ございませんか。

○緒嶋委員 宮崎県の経済の動き、底がたく引き続き緩やかな回復基調ということでいいんですけど、九州の中の宮崎県の経済がどうかということ、この比較の中で、今、格差社会というのがいろいろ問題になっておるんですけど、大分、福岡とかは自動車産業含めて物すごく発展しているわけです。その中で宮崎県の位置づけはどうか、そういうものを比較検討しながら宮崎県の将来をどうするかという視点がなきゃ、宮崎県だけで緩やかな引き続き回復基調にありますだけでは、宮崎県はこれでいいのかということになるわけです。全体の中の宮崎県はどうかという視点で宮崎県の発展をとらえていくような前向きの姿勢がなきゃ、これでいいんだと

というようなことでは私は宮崎県の発展はないと。そのためには何をするか。高速道路の下請なんかで、東九州自動車道なんかつくればその下請をやって宮崎県の経済の浮揚もやりにゃいかんとか、いろいろな手法も含めたのが総合政策本部の仕事だと思うんです。こういう資料だけじゃなくて、そういう中でどういう宮崎県にするのか。九州、道州制も将来は見越しているいろいろやりにゃいかんという中で宮崎県だけが、西は新幹線の時代、いろいろな意味で格差社会が九州でも起こっているわけです。その中でいろいろな総合交通網も、いろいろな意味で一番宮崎県が厳しいわけです。そういう中で宮崎県の将来の夢や元気な宮崎をどうつくるか、そういうものに視点を合わせた政策を立案するのが総合政策本部の一番大きな仕事だと思うんです。元気のいい宮崎県というのは言葉だけでどうにもならん。指数であらわせるような、そして豊かさを実感できるような、そのためには所得が上がらにゃどうにもならんわけです。人口が減ることも地域活性化にはマイナスであるけれども、そういう将来の大きなビジョンが描けるような動きをするのが政策本部だというふうに私は思うので、こういう経済調査なんかも宮崎県だけで底がたく動いておりますというだけじゃなく、九州の中で日本の中でどうかというような視点のとらえ方でものをあらわすようなものが出てこにゃいかんのじゃないかと思うんですが、そのあたりはどう考えられますか。

○野中総合政策本部長 私もいろいろ思うところはたくさんございまして、今、緒嶋委員がおっしゃいましたとおりだと思います。統計調査課にも再々、過去との比較というものも大事だけれども、よそとの比較というのも考えんといかんというようなことでいろいろデータはいつ

も私も請求しております、そういう格好も今いろいろお願いしておるんですが、今、緒嶋委員の話にもありましたけど、私自身も4月に本部長を仰せつかりまして、まず最初に、ちょうど3月に新北九州空港というのがオープンしまして、以前からこれは非常に気になっておった空港だったものですから、早速福岡事務所を通じて案内させてもらったんですが、既に8月からは24時間空港化することも決まったというようなことで、利用そのものはまだ若干思ったほどまでは伸びてないようなところもありますが、確実に5年、10年先には九州を代表するようなハブ空港になってくるんじゃないかなと思っております。その辺をにらんでだろうと思いますが、周辺には九州日産であったり、トヨタであったり、ダイハツであったりというような自動車産業がどんどん張りついてきておると。有効求人倍率を見ても1をはるかに超えるような求人・求職状況になっておるといようなところもあります。ですから宮崎県としても、言葉は悪いんですが、ここのおこぼれを少しでもかち取るような工夫をしていかんといかんのじゃないかなということを思っています、そのためにはやはり東九州道を早くつくること、もう一つは鉄道ももっともって利便性向上をさせること、そこを何とかやはり働きかけていかんといかんと思っております。

また、そういう取り組みともう一方で、総合政策課長の方から説明しました交流ですね。宮崎の魅力を打ち出すということは、また別な面で宮崎の魅力は自然のすばらしさが一番なんだろうと思っております。これを打ち出すのも、北部九州といいますか、今ちょっと例示しましたような方向、身近な大都市といいますか、人口集積地というところでこういうところにも働

きかけていかにやいかんと思っておりますが、従前の例えばリゾート構想なんかを一生懸命県が取り組んでおりましたときというのは、どうも東京だけに視点が行っていったような気がするんです。東京の金持ちを宮崎に連れてこようというような視点で特化していったような気がします。確かに東京には金持ちも多いし、人もたくさんいるんですが、1,000キロほど離れておるといような距離のリスクは非常に抵抗があるということで、金は持っていて宮崎までそうしょっちゅうは行けんという人が多いんだろうと思います。そういう意味で、東京近郊といいますと、例えば伊豆、箱根だとか房総とか日光とか、こういう関東圏の周辺部にある、自然が楽しめる、リラックスできるというところが昔から人が盛んに訪れておられる。そういう意味では宮崎も、東京ばかりじゃなくてもっと気軽に宮崎に来てもらえるような距離のどこの都市にももっともって働きかけていくべきじゃないか。緒嶋委員の地元であります五ヶ瀬町なんかで夕日の里というように福岡方面の方を呼び込むような働きかけをされておりますけれども、ああいうような働きかけを全県的に広げていくということを工夫していく必要があるんじゃないかなと思っております。

3月まで私も環境森林部長をしておりましたが、例えば環境森林部長時代にも申し上げておったんですけど、林地内に2,500キロの林道網を県は整備しておるわけですが、その林道の中には非常にすばらしい景観なり、人にリラクゼーションを与えてくれるようなところを通っている道路がたくさんあるんですけども、全くそれをPRしない、広報しない、それを活用して人を呼ぶ材料として工夫していないというところもあります。昨日の本会議で坂口議員

の質問にもあったんですけども、もっともっと宮崎の自然環境、農山漁村の持っている魅力を、特段の観光地というんじゃないか、もっとふだん着の魅力といいますか、宮崎の肩ひじ張らない魅力をもっともっと発信して行って都市との交流も続けていかんといかん。そういう視点で各部とも連携として、まさに分野横断でいろんな視点からの施策に反映させていかんといかんと。ちょっと取りとめのない、まとまりのない話になりましたけれども、そういうような考えで総合政策本部としては各部と一緒に旗を振っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○緒嶋委員 部長の意気込み、私もわかるわけですが、本当に地に着いた政策というか、そういうものを求めながら、宮崎県の安藤知事が言う元気の良い宮崎とはどういう形にするのが元気の良い宮崎か、元気にもいろいろあるんですね。空元気というのもあるわけです。それじゃないかんと。地に着いた元気の良い、言葉じゃない、肌で実感できるような元気の良い宮崎県をどうつくるか、これが一番私は重要なことだと思うんです。金がなくても元気な方法あるんじゃないかと、いろいろあります。しかし、肌で感じるのは、やはり生活の豊かさがないと元気の良い宮崎というのは実感できないわけです。その中で九州の北の方はますます元気がいい。言われたとおり、九州から見れば東京も1,000キロなら中国も1,000キロなんです。東九州の中の宮崎県、九州の中の宮崎県、そういう視点も踏まえながら、宮崎、本当に県の職員の皆さんが中心になって、我々県民もそれぞれいろいろな皆さんが協力してやらにゃいかんけど、政策本部がそういう意味ではシンクタンクとしてのリードする体制を本当につくっていかなければ、こ

のままいけば九州の中でも宮崎県の将来というのは取り残されるんじゃないかと、そういう危機感が私たちもあるわけです。それを政策本部の皆さんが一番肌で感じていたわけでありまして。そのためにはどうするか。一方では行革だ、人を減らせというけど、減らしちゃいかん人もおるわけです。そういうものを大切にしながら夢のある元気の良い宮崎をつくるためにどうするか。こういう調査はいいと思うけれども、この中にそういうものを秘めながら努力してほしいなというのが私の期待というか、祈るような気持ちでありますけれども、そういうような前向きな政策本部になってほしいなというふうに今後皆さん方に期待を込めて、そういう視点を十分認識しながら努力してほしいという要望です。

○萩原委員長 ほか、ございませんか。

○野辺委員 さっきの米良委員の発言に関するんですが、今回の県外からの調査なんです。これは総合政策本部として全体的に見てどう評価されているのかわかりませんが、例えば3番目の「ふるさと暮らし」志向は全体の5分の1とかいう数字が出ていますね。これらを考えた場合、調査する場合、予期しておるような回答が出るのか、それとも案外、意外であったのか。そしてまた、例えば「ふるさと暮らし」意向等については、先ほど言われましたような地域生活部の新規事業等にこれをどう反映していくかということについては、どのように展開していかれた方がいいと考えていらっしゃいますか。

○渡邊総合政策課長 この調査結果につきましては、我々としましては、大体想定していたと思いますか、先ほどちょっと申しましたけど、国の方もテスト事業をやる、それは短期1週間から1カ月ぐらいの滞在のいわゆる旅行、そう

いうものを九州の5カ所でやるというのが新聞等でも載っておりましたけど、全般的に国が行った調査におきましても、大体こういう傾向が出ているということがまず言えるのではないかと考えています。いずれにしましても、このテーマというのは、先ほど言いましたように「交流にぎわい創出プロジェクト」、本県の長期計画に掲げます6つのプロジェクトの一つの大きなプロジェクトのテーマでございまして、本部としてもこれを積極的に取り組んでいかにやいかんということでございますし、ただ、2007年問題とよく言えますけれども、これは来年度の問題なんです。急いで取り組まなきゃいけないということも考えていますし、全体としてはこういう傾向があるという想定のもとに、先ほど言いました地域生活部あたりの事業も組み込んでおりますので、我々としてはとりあえずまずやらなきゃいけない、いわゆる各地域の情報収集、このあたりをまずやって、それを整理して、そして先ほど部長も申し上げましたように北部九州も含めていろんな情報を提供していくと。こういうのがまずは大事。それとやっぱりそれに向けた、先ほどちょっとアンケートに出ていましたけど、宮崎に来られても一つの生活に対する不安感、そういうものも出ていました。そういう方々に対する相談機能、そういうものが非常に大事かなというふうに思っておりますし、そういうものをまず優先課題を整理しまして一つ一つ解決していく。あるいは手当てしていくというのが大事かなというふうに思っております。

○野辺委員 団塊の世代を呼び込みたいというのが一つの目的ではなかったかと思うんですが、その辺から見るとなかなか厳しいんじゃないかなという気もするんですが、今後、地域生活部

とうまく連携して頑張っていたきたいと思えます。

○萩原委員長 ほか、ありませんか。

○新見委員 関連なんですけど、私もインターネットを利用してのアンケートというのはやったことがないものですから、具体的に、例えばヤフーの最初の画面からどうやってアンケートに入っていくのかを教えてくださいたいんですが。

○渡邊総合政策課長 なかなかなじみがないわけでございますけど、インターネットアンケートというのはいわゆる委託調査しています。実際はグーリサーチという機関をとっているんですけど、これは登録されておまして、全体で73万人ぐらい、特に大都市圏に多いんだんですけど、例えば今度対象としました東京圏、東京、埼玉、神奈川、千葉で7万4,000人ぐらい登録されている。それから、名古屋圏は愛知、岐阜、三重で1万3,000名ぐらい、大阪圏で京都、大阪、兵庫、奈良で3万人ぐらい登録されておまして、そういう登録された会員にこういう調査を流すわけです。そして、それぞれ男性女性に分けてまして、20代、30代、40代、ずっと細切れにしていまして、調査の項目としては大体1世代、先ほど言いましたセグメントというんですけど、それが大体50人ぐらいあれば調査としてはある程度信頼できると。そこに達するまでその調査をやりまして、達した瞬間にそれを切っていくと。ただ、特に我々としては今回団塊の世代が中心でございましたので、団塊の世代についてはサンプル数を多くしまして、例えば普通の世代だと各都市圏ごとに50名、男女別でございまして、やったのが、これが150名ずつ数字を多くとりまして、より正確度を期するようなサンプル調査をやっていく、そういうことでございます。インターネット調査というのは最近よくあ

るわけですが、具体的にはグーリサーチはNTTと三菱総研というのがやっております、そこにお頼みしてやったものでございます。

○新見委員 団塊の世代を自分たちの県に呼び込みたいという思いは宮崎だけではなく、全国的にこういう取り組みをされているんです。他県のこういったインターネットアンケート状況はどうなんでしょうか。

○渡邊総合政策課長 他県の状況といえますか、他県の調査について、手持ちでは持っておりません。ただ、今こういう事業に一生懸命になっているのは北海道あたりがありまして、北海道は、例えば団塊世代を迎えるに当たってどれだけの経済効果があるのか、あるいはよく言われることは社会保障費あたりが非常に地域負担になってくる、そういうものを試算しまして、それでもやはり移住していただいた方が経済効果が高いんだ、そういう試算等をやりまして、積極的に政策展開をしているという、北海道あたりはよくそういうのをお聞きしております。ただ、質問ありました他県のアンケート調査については、今、手持ちではありません。

○新見委員 最後のまとめのところにいみじくも書いてありますが、どうしても宮崎に限定して行きたいという人ばかりではありませんので、あとは、先ほどからお話がありますが、今年度の新しい事業の「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」、そういったものをしっかり活用しながら、宮崎らしさをしっかりアピールできるような取り組みを今後もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○萩原委員長 ほかにありませんか。

渡邊課長、せっかくこれだけの県外からの人材誘致、これは県内の31市町村との連携はどう

なっているのか、ほかの市町村では無理だと思うんです。相当の金額もかかったろうし、それを踏まえて。

○渡邊総合政策課長 委員長がおっしゃるとおりでございます、このデータは地域生活部と一緒に共有しております、今、地域生活部は先ほど言いましたように各市町村のいろんな受け入れ環境の調査、かけております、それを全部整理集約して一つの情報源としてまとめまして、今年度中に情報発信していくということでございます。したがって、市町村と一緒にやらないとこの事業はできないということでございます。また、我々はそういう認識でやっておりますので、とにかく連携を密にしながらやっていくつもりでございます。

それと先ほど新見委員の御質問でアンケートでございますが、北海道がやっております、先ほどちょっと北海道の例をやりましたけど、2005年、昨年やっております、三大都市圏の50代、60代にやっております。回答数が1万650人あったそうでございますが、移住に前向きの方の回答が約5割あったということでございます。季節移住も含めると約7割あったと。これは北海道の地理的なものもあるかもしれません。以上でございます。

○萩原委員長 課長、もう一つ、宮崎県がふるさとの団塊の世代、そういうところの抽出は難しいですか。宮崎県がふるさとで大都会に行っている人たち、そのカムバック。

○渡邊総合政策課長 一番可能性があるのはやはりそういう方だろうと思うんですね。そういう方々の掘り起こしをしなければいけないと思います。どれだけ把握しているか、そういう把握も必要になってくるんだろうと思うんです。即効性といえますか、一番現実味があるのはそ

ういう方々、まさにUターンでございます。我々としてはそういう方々の掘り起こしも必要だろうというふうに考えております。

○萩原委員長 我々選挙運動しているわけですが、農村部に行きますと、廃屋、この家はだれの持ち物なのか、山合いですから財産の価値もないものだから、家族の人も兄弟も財産要らんと、戻ってくる見込みもないと、そうして荒れている山や畑がたくさんあるんです。そういうのを調べるのは市町村だと思うんです。市町村にそういうところの調査もお願いして、できれば、もとの山間の家に帰らなくても、町部の方に戻ってくるとか、そういう人だったら結構いらっしやると思うんです。現におるわけですから、その辺も各市町村にお願いして調査していただくと、結構帰ってくると思うんですけど。

○坂元委員 団塊の世代にふるさとに住みますかといったら47%が希望しているわけですね。私、この間、日曜日、近畿県人会をやってきたので、その中のあいさつで言ったんです。県もそういう事業を進めていると。市町村と一緒にあって、できれば水回りとか、水洗便所なんか合併処理浄化槽なんかをつくって、100万か200万市町村が補助してやって、そういう廃屋あたりを住まいにしながら、休耕している農地あたりを耕させると。市町村と一緒にあってインターネットでちゃんと全国に発信するというようなあいさつをしたんです。3人、そういう希望が私のところに来たですね。私も宮崎に帰るんですよと。だから、そういうのは意外とおるんだなというような認識を持っていますので、やっぱり市町村に主体的に廃屋利用とか遊休農地の利用とか山林の提供とかそういうものの状況を整えさせて、できれば県の窓口でそういうも

の全世界に発信すればかなりのものだというふうに思うので、主管部と一緒にやってもらいたいと思います。

○萩原委員長 ほか、ございませんか。

ないようでしたら、以上で総合政策本部を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時23分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

まず、総務部長の概要説明をお願いいたします。

○河野総務部長 それでは、総務部の御審議よろしくをお願いいたします。

今回御審議いただきます事項につきまして、お手元の資料によりまして御説明申し上げますが、まず目次をごらんいただけますでしょうか。特別議案の関係ですが、5つほど並んでおります。1、2、3及び5については法律及び省令の改正に伴う関係規定の整備というものでございます。4は給与制度の見直しに合わせた現業職員の給与制度について関係規定の整備という、そういう内容でございます。報告承認でございますが、一般会計補正予算、これは年度末の専決により補正を行ったものであります。県税条例の一部改正条例は、税法改正に伴いまして3月31日に専決によって規定の改正を行ったというものでございます。3の報告事項は、国民保護計画を作成したというものと、目次にはございませんが、繰越明許費の繰越計算書、その2件を御報告いたします。4のその他報告事項で

ございますが、本日御報告しますその他報告は5件でございます。冒頭の説明は以上でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課室長に説明させます。よろしく願いいたします。

○米良総務課長 総務課でございます。

平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。お手元の「平成18年6月定例県議会提出報告書」をごらんいただきたいと思っております。161ページです。総務課は、表の一番上の県有施設災害復旧事業でございます。これは県有施設災害復旧事業のうち、台風14号により被災した高鍋総合庁舎の非常用発電機改修工事の実施に当たり、工法の検討等に日時を要したことにより繰り越しとなったものでございます。繰越額は976万5,000円でございます。以上でございます。

○稲用人事課長 人事課関係について御説明いたします。

お手元の委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。議案第4号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。1の改正理由であります。給与制度の見直しに伴い、現業職員についても非現業職員と同様に地域手当を新設するため、所要の改正を行うものであります。2の改正内容についてであります。現在の調整手当にかえて地域手当を新設するものであります。3の改正を要する条例であります。1から4に記載しております4つの条例であります。4の施行期日は平成18年4月1日から適用したいと考えております。

委員会資料の19ページをお開きください。議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条

例」についてであります。1の改正理由についてであります。常勤職員に適用される地方公務員災害補償法の一部が改正され、通勤災害に係る通勤の範囲の改定等が行われたため、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についても同様の改正を行うものであります。2の改正内容についてであります。まず、(1)にありますとおり、通勤災害の対象となる通勤の範囲に、①の複数就業者が県の勤務場所へ移動する場合及び②の単身赴任者の住居間の移動を追加するものであります。また、(2)及び(3)については、法律の改正に合わせて条例の文言を改めるものであります。3の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしますが、第2条の2の通勤の範囲の改定につきましては、常勤職員との均衡から、平成18年4月1日以降に発生した事故に起因する通勤災害について適用することとしております。

委員会資料の47ページをお開きいただきたいと思っております。勤務実績不良等職員の取り扱いについて具体的な手続を定めましたので、御報告いたします。まず、1の趣旨であります。厳しい行財政環境の中、少数精鋭主義で効率的な行政運営を図るため、現在、職員の育成、能力開発等に努めておりますが、一方で勤務実績のよくない職員については厳正な取り扱いを行うことが求められております。このため、今回このような職員への対応について具体的な手続を定め、地方公務員法の趣旨に沿って分限処分を含む厳正な取り扱いを行うことを明確化することにより、職員一人一人が公務員としての強い自覚と責任を持ち、公務能率の一層の維持向上を図ることができるようにするものであります。次に、2の対象職員についてであります。資料

にありますように、職員としての能力、知識等が欠如している場合等で、そのような状態が継続して認められ、かつその程度が著しい場合に対象職員として取り扱うこととしております。

参考としまして、地方公務員法の分限処分に関する規定を掲げておりますが、今回の手続の対象とする職員は波線が引いてある条文に該当する職員であります。次に、3の取り扱いの概要であります。まず、(1)にありますように、勤務実績が不良と認められる職員について原則6月間の改善指導研修を実施いたします。次に、(2)にありますように、この改善指導研修を行っても改善が認められない場合については、免職を含む分限処分を適用することとします。

(1)の改善指導研修の実施や(2)の分限処分の適用に当たっては、(3)にあります副知事を委員長とする職員審査委員会において必要な審議を行うこととしております。

48ページをお開きください。4の手続につきまして全体の流れを御説明いたします。勤務実績に問題がある職員については日常的に指導を行っておりますが、(1)にありますように、日常的な指導を行っても改善しない場合には、所属長が申し出を行い、その申し出に基づき、人事課で意見聴取等を行った後、(2)の職員審査委員会において審議をし、研修の必要があると認められた場合には(3)の改善指導研修を行うこととしております。改善指導研修は、各所属において改善目標や指導の方法など研修計画を定め、研修指導者を中心にきめ細かな指導を行うこととしております。このような改善指導研修の内容や職員の状況等については記録に残し、研修期間終了後に、(4)にありますように再度職員審査委員会で審議を行い、通常業務への復帰あるいは処分の必要性を知事に報告し、

最終的には、(5)にありますように知事が処分について決定することになります。このような手続を定めることによりまして、現在勤務実績に問題のある職員に対しては自覚を促し、制度が適用される前にみずからの勤務状況を改めるきっかけにもなるものと考えております。説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○和田財政課長 財政課でございます。

私の方から報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御報告させていただきます。お手元の常任委員会資料の23ページをお願いいたします。今回報告し、承認をお願いしております専決は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴いまして、平成18年3月31日に専決により補正を行ったものでございます。専決額は歳入歳出それぞれ18億45万8,000円の増額であり、補正後の平成17年度最終予算額は6,379億1,297万4,000円となります。

まず、歳入でございますけれども、(1)の表のところにありますとおり、県税につきましては、収入の増に伴いまして8億8,400万円の増額を、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国庫支出金につきましては、年度末に国による額の確定が行われたことに伴いまして、それぞれ補正の額の欄に掲げておりますとおりの額を増額を、財産収入につきましては、財産売り払い収入の増に伴いまして1億381万円の増額を、繰入金につきましては、地方税、地方交付税、県債等の増額に伴いまして県債管理基金からの繰り入れを81億円減額いたしております。諸収入につきましては、設備貸与貸付金の返還金等に伴いまして6億4,193万2,000円の増額を、県債につきましては、総務省より県債の追加の枠配分がありましたことから、64億3,399万9,000円の増額をそれぞれ行ったとこ

ろでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、(2)の表のところにありますとおり、退職者の確定によりまして退職手当について総務費、これは知事部局の分でございますが、7,350万1,000円の増額、警察費、これは県警の分でございますけれども、20万5,000円の減額、教育費、これは教育委員会の分でございますけれども、4億2,189万2,000円の増額で、合わせて退職手当につきましては4億9,518万8,000円の増額となっております。いずれにつきましても2月補正の予算編成以降の増減に基づくものでございます。また、総務費につきましては、歳入の増額分から退職手当増額分を差し引きました13億527万円につきまして財政調整積立金への積み立てを行うこととした結果、先ほどの退職手当と合わせまして13億7,877万1,000円の増額ということになっております。今回お願いしております専決につきましては、県税、地方交付税、退職手当等いずれも2月補正以降に増減のあったものにつきまして専決で補正をさせていただいたものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○萩原税務課長 議案第1号から第3号につきましてお手元の常任委員会資料により御説明申し上げます。

委員会資料の1ページをお開きください。議案第1号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。1の改正理由ですが、地方税法の一部改正により、個人の県民税の所得割の標準税率を100分の4とすることとされたこと、個人の県民税に係る徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は県の条例で定めるとされたこと、法人の事業税の税率について地方税法附則において特例として規定していた税

率の軽減措置を本則の税率として規定することとされたことなどによるものでございます。2の改正内容でございます。主な改正内容といたしましては、まず、個人の県民税の所得割の標準税率改正に伴う改正であります。地方税法の改正規定に対応し、税率を100分の2または3から100分の4に改正するものであります。次に、個人の県民税に係る徴収取扱費の算定及び交付に係る規定の整備についてであります。従前は地方税法におきまして規定されていた徴収取扱費の交付期日につきまして、今回の法改正で各都道府県の条例で規定することとされ、当該規定が削除されるため、県税条例において同様の内容を規定するものであります。次に、法人の事業税の税率の改正に係る改正であります。これは地方税法附則において規定されていた法人の事業税の税率の軽減措置について、これを本則の税率とされたことから、これに対応した改正を行うものであります。3の施行期日であります。主なものは平成19年4月1日から施行することとしております。

次に、9ページをお開きください。議案第2号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」についてであります。1の改正理由及び2の改正内容についてであります。地方税法の一部改正により過少申告加算金額や申告加算金額を決定した場合の通知義務について規定している同法第733条の18第5項が第6項となったことから、当該条項を引用している本条例の規定をこれに合わせて改正するものであります。3の施行期日であります。地方税法の当該改正規定の施行日と同じ平成19年1月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお開きください。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一

部を改正する条例」についてであります。1の改正理由ですが、特定地域について課税免除等を行った場合の交付税の減収補てん措置について定めた省令の一部改正に伴い、改正を行うものであります。2の改正内容でございますけれども、農村地域工業等導入促進法等に基づく県税の課税免除または不均一課税の適用期間を2年間延長し、平成20年3月31日までとするものであります。3の施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成18年4月1日から適用することとしております。

次に、25ページをお開きください。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、不動産取得税の税率の軽減措置が3年間延長されるとともに、住宅以外の家屋について税率の軽減措置が経過措置を設けて廃止されたこと、自動車税のグリーン化について、軽減の対象となる自動車の見直しを行った上で2年間延長する措置が講じられたこと等に基づくものであり、またいずれも賦課徴収の根拠となる規定であり、緊急に条例の改正を行う必要があったため、専決を行ったものであります。2の改正内容であります。不動産取得税については、土地及び住宅に係る税率の軽減措置の期限を平成18年4月1日から平成21年3月31日まで3年間延長するとともに、住宅以外の家屋に係る税率の軽減措置につきましては、平成20年3月31日までの2年間は3.5%の税率で課する経過措置を設けて廃止するものであります。次に、自動車税については、軽減の対象となる自動車をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で2年間延長すること、移転登録に伴い課税が発生する場合

に係る自動車税の徴収方法を証紙徴収から普通徴収に変更することとあります。3の施行期日につきましては、主なものは平成18年4月1日から施行することとしております。以上でございます。

○日高危機管理室長 それでは、宮崎県国民保護計画の作成について御報告いたします。

計画本文は「平成18年6月定例県議会提出報告書」の別冊としてお配りしておりますが、委員会資料の方で御説明をいたします。委員会資料の35ページをお願いいたします。まず、1の計画作成の経緯等についてであります。県におきましては、平成16年9月に国民保護法が施行され、武力攻撃や大規模テロが発生した場合の住民の避難や救援などに関する計画を作成することが義務づけられましたことから、国民保護協議会やパブリック・コメントを実施しながら、昨年度1年間かけて国民保護計画を作成いたしました。そして、この3月31日に閣議決定による同意を得て計画を決定したところであります。

次に、2の宮崎県国民保護計画の概要について御説明いたします。資料の36ページをお願いいたします。これが宮崎県国民保護計画の全体構成であります。

次に、37ページをごらんいただきたいと思います。まず、第1編の総則につきましては、第1章の計画の目的等及び第2章の計画の前提となる事態の類型、38ページにまいりまして第3章の国民保護措置の実施に関する基本的な考え方、第4章の関係機関の責務及び事務または業務の大綱、第5章の本県の地域特性の5章にわたりまして、計画全体に共通する事項を定めております。

次に、39ページをお願いいたします。第2編

では、平素からの備えや予防ということで、組織体制の整備等や避難及び救援に関する平素からの備えなど平常時の取り組みについて記載しております。

次に、40ページをお願いいたします。第3編は、実際に武力攻撃事態等が発生した場合の対処について記載しております。まず、第1章においては、国から県の対策本部を設置するよう通知がなされる前の体制として、事態の状況等に応じて情報連絡本部または警戒本部を設置し、より幅広い事態により早い段階から対処することといたしております。次に、第2章においては、国からの通知を受けて設置する対策本部の組織や事務分掌について記載しております。

次に、41ページをお願いいたします。第3章では、関係機関相互の連携について記載しております。次に、第4章では、警報及び避難の指示等について記載しております。まず、警報の通知・伝達の仕組みですが、下の方の図にもありますように、武力攻撃等が発生しますと、国の対策本部長から警報が発令されますので、これを受けた知事は各市町村長に警報の通知をし、各市町村が住民に伝達いたします。あわせて知事は関係機関に通知するとともに、放送事業者に放送を依頼することといたしております。

次に、42ページをお願いいたします。住民の避難の指示につきましても、図のとおり、基本的には警報の通知・伝達と同様となっております。

次に、43ページをお願いいたします。第5章の救援についてであります。武力攻撃等により避難した住民や被災した住民に対しましては、収容施設の供与、食料・水などの支給、医療の提供など、①から⑩に掲げたような救援措置を実施いたします。次に、第6章の武力攻撃災害

への対処におきましては、発電所などの生活関連等施設の安全確保や、国からの警報の発令等がない段階での緊急通報の発令などの手続について定めております。また、住民の安否や被害の状況等の情報を的確に提供するため、第7章では、住民の安否情報の収集や提供について、第8章では、被災情報の収集や報告についての手続を定めております。

次に、44ページをお願いいたします。第9章から第12章におきましては、保健衛生の確保や国民生活の安定、交通規制等の措置、ジュネーブ条約に基づく赤十字標章や特殊標章の交付及び管理について定めております。

次に、45ページをお願いいたします。第4編では、事態が収束した後の復旧等や費用の支弁等について定めております。最後に、第5編におきましては、大規模テロなどの緊急対処事態への対処について、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う旨、定めております。以上が国民保護計画の概要であります。

35ページ、もとに戻っていただきたいと思っております。3の今後の取り組みについてであります。まず、(1)ですが、今年度は、県の計画に基づきまして、市町村及び指定地方公共機関でそれぞれ計画を作成することとされております。市町村の計画は知事に協議し、指定地方公共機関の計画は知事に報告することとされております。今後とも説明会の開催や情報提供等を通じ、それぞれの計画の作成支援を行ってまいりたいと考えております。次に、(2)の国民保護措置の実施体制の整備につきましましては、避難施設の指定や対策本部の設置、運用要領等の策定等を行ってまいりたいと考えております。また、(3)の関係機関との連携強化につきましましては、九州・山口各県で広域応援協定の締結等を協議する

など関係機関との平素からの連携強化に努めたいと考えております。最後に、(4)の啓発・訓練につきましては、パンフレットの作成やホームページの充実等により県民啓発に努めるとともに、訓練の実施について検討したいと考えております。以上であります。

続きまして、地域防災計画の見直しについて御報告させていただきます。資料の57ページをお願いいたします。県におきましては、例年、国の防災基本計画の修正、その他の情勢の変化等を踏まえまして、地域防災計画の見直しを行っているところでありますが、今年度の見直しの内容がほぼ固まりましたので御説明いたします。まず、1の見直しまでの手続であります、見直しの内容について国と事前協議をいたしまして、7月18日に開催する予定であります県防災会議において審議していただきます。そして、それらを踏まえた上で、内閣総理大臣あて正式に協議をいたしまして承認を受けるという手続になっております。

次に、2の主な見直しの理由であります、一つは、国の防災基本計画の修正を踏まえて県の計画を見直す、もう一つが、昨年本県に未曾有の被害をもたらしました台風第14号に係る災害対策の検証等を踏まえて見直すものであります。

次に、3の主な見直しの内容であります。まず、(1)の国の防災基本計画の修正を踏まえたものであります、1点目が①の減災に向けた県民運動の展開であります。これは新潟県中越地震あるいは観測史上最多の台風の上陸など平成16年の記録的な災害を踏まえて、国や県などはもとより、民間や国民の一人一人までが減災のための備えを充実する必要があり、そのための国民運動を展開するとされたことから、同趣

旨の規定を追加するものであります。次に、②の大規模地震に係る減災計画の策定であります、これは国において東南海・南海地震などの巨大地震について具体的な数値目標である減災目標を掲げた地震防災戦略が策定され、目標達成のためには地方公共団体の取り組みが重要であることから、地方においても地域目標を策定することが要請されておりました、その旨の規定を追加するものであります。

次に、(2)の今年の台風第14号に関する災害対策等を踏まえたものとしましては、まず①の避難基準の明確化であります。避難基準自体は具体的には市町村が定めるものであります、河川水位などの各種情報を踏まえて、洪水や土砂災害などの災害の種類ごとにあるいは対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを行っていただくよう関係部分の記述を見直し、充実するものであります。次に、②の多様な情報伝達手段の整備であります。これも基本的には市町村に関連するものであります、今年の台風では避難勧告等の情報が風雨や夜間などのため必ずしも迅速的確に伝わらなかったという問題がありましたので、携帯電話等を含め、多様な情報伝達手段の整備に努める旨の記述を追加するものであります。次に、③の風水害予防のための情報提供の強化であります。洪水予報に関しましては、大淀川など国管理の河川に加え、ことしから県管理の河川も順次対象としていくことにしております。また、大雨による土砂災害の危険性が高まったときに、气象台と県が共同で発表します土砂災害警戒情報につきましても、その導入に向けて準備を進めているところであります。

最後に、(3)としまして、国の防災基本計画の見直しと今年の台風第14号の災害対策の両方

を踏まえたものであります。1点目としまして、①避難準備情報の活用であります。避難準備情報とは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対して早目の段階で避難行動を開始することを求めるものでありますが、これを市町村の計画において明確に位置づけていただくことにより制度化を図ろうとするものであります。2点目が、②の洪水ハザードマップの活用推進であります。平成17年の水防法の改正によりまして、河川管理者が指定した浸水想定区域内の市町村はハザードマップを作成、公表することが義務づけられております。このため、国、県におきまして順次浸水想定区域図を作成することとなり、市町村においてはこれを踏まえてハザードマップを作成、公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することにより被害の軽減を図ろうとするものであります。地域防災計画の見直しについては以上でございます。

続きまして、最後ですが、県民への防災・防犯情報伝達システムの構築事業について説明いたします。59ページをお願いいたします。この事業は、防災情報や防犯情報等を県民の方にメールで提供することで災害時における被害の軽減化、地域の安全・安心を確保することを目的としております。まず、1の開始時期であります。メールの配信を希望される方の登録並びに情報の配信について7月中旬を予定しております。次に、2の配信内容であります。(1)の市町村からの防災情報、火災情報につきましては、市町村が発令します避難勧告、指示などの情報や火災情報などをお知らせします。(2)の気象情報につきましては、地震、津波、台風、各種警報などの気象情報をお知らせします。(3)の安否情報確認につきましては、震度5以上の

地震が発生した場合などに、まずは登録された方の安否を確認するメールが登録者に届き、登録者が「無事です」とか「〇〇避難所におります」などの返事を返すと、登録者があらかじめ設定していた家族の方など最大5名の方に自動で配信されることになっております。(4)の防犯情報につきましては、県警が警察署ごとに入力し、不審者や声かけ事案等の地域の安全情報をお知らせします。次に、3の登録方法についてであります。携帯電話から登録専用アドレスに空メールを送信し、送られてきた画面に入力する方法と、県庁ホームページからパソコンに入力する方法の2種類があります。登録につきましては、各種広報などによりまして県民の方に幅広く呼びかけることとしております。県外の方も登録できますし、登録にかかる費用は無料となっております。なお、配信される情報の携帯画面上のイメージは一番下の図のようになります。以上で終わります。よろしく申し上げます。

○萩原委員長 それでは、午後1時5分から再開いたします。休憩。

午前11時54分休憩

午後1時4分再開

○萩原委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

○米原行政経営課長 委員会資料の49ページをお願いいたします。平成17年度の行政改革の取り組み状況についてでございます。主なものについて御報告申し上げます。1のサービス改革(1)県民サービスの向上でございますが、丸の1つ目、自動車税の納付につきまして新たにコンビニエンスストアでの収納を開始しております。以下、相談窓口あるいは県民利用施設での

利用時間の延長等を掲げておりますが、説明については略させていただきます。

下の方の(2)開かれた県政と透明性の確保をお願いいたします。①です。平成17年度から「出前県庁」「出前講座」を始めますとともに、「県民の声」等を引き続き実施しております。実績はごらんのとおりでございます。

50ページでございます。(4)電子県庁の推進をごらんください。①でございます。インターネットを利用して県への申請、届け出等を行うことができる電子申請届け出システムに、新たにNPOの設立認証など80の手続を追加しております。17年度末でそこにありますとおり115の手続がこのシステムに乗ったこととなります。②でございます。入札に関する一連の手続をインターネットを介して行う電子入札につきまして、昨年12月から一部運用を開始しております。

(5)個人情報の保護です。条例の実施機関としまして、昨年7月から県議会を追加しますとともに、本年4月から公安委員会、警察本部長を追加することですべての県の機関で条例の運用を行うことといたしました。

2の役割改革の(2)市町村との関係でございます。①本年3月に県から市町村への権限移譲を推進するための方針を作成しております。参考で方針について概要とありますが、丸の1つ目、移譲対象事務として農地転用の許可、NPOの設立認証、児童福祉施設の設置許可など101項目、1,523の事務を新たに乘せまして市町村への移譲をこれから進めようということ考えております。

51ページをお願いいたします。(3)民間との関係でございます。①です。公の施設につきまして、そのあり方を見直しまして、施設の譲渡

等を行いますとともに、指定管理者制度の導入に向けた準備を進めたところでございます。丸が4つございますが、一番上から申し上げますと、市町村への移譲で3施設、社会福祉施設10施設、社会福祉事業団へ譲渡しております。2施設について廃止いたしております。それから、御案内のとおり指定管理者制度の導入につきまして、62施設につきまして本年4月から実施しております。②です。道路巡視業務、守衛業務などの現業業務につきまして抜本的に見直しまして、平成18年度から民間委託等の導入を行うことといたしました。

(4)NPO等県民との協働でございます。①です。本年3月にNPOとの協働指針、内容としましては、協働に関する基本的考え方等を盛り込んだものでございます。これを策定しております。

(5)公社等改革の推進でございます。平成17年度につきましても公社等改革の推進に取り組みまして、そこにごございますとおり、法人の統廃合としまして、解散が消費者協会、青少年研修協会、この2団体でございます。統合につきましては、社会福祉基金と長寿社会推進機構、これを県の社会福祉協議会に統合いたしております。52ページでございます。県から公社等の財政支出の見直しということでは、平成18年度の当初予算ベースで対前年度比約32億円の削減を行ったところでございます。それから、公社等への人的支援、いわゆる県派遣職員の見直しでございますが、これにつきましても昨年対比32名削減をいたしております。

3の県庁改革、(1)職員の意識改革でございます。①です。知事部局におきまして新たな職員の意識改革運動を展開することといたしまして、昨年度につきましては、知事から職員への

電子メール「ちじめーる」につきまして平成18年2月から実施したところでございます。参考に、「三つ星県庁プロジェクト」と挙げておりますが、丸の3つ目でございます。主なプロジェクトとしまして、今申し上げた「ちじめーる」、2の「サービスいっしん運動」も18年度からスタートしております。5の「部長マニフェスト」も先日公表させていただいたところでございます。②でございます。職員一人一人の県民への接遇の向上を図るために、全職員を対象として職場単位で接遇研修を行ったところでございます。(2)(3)は省略させていただきます。

53ページをお願いいたします。(4)適正な定員・給与の管理でございます。①です。知事部局を初め、教育委員会、警察本部等すべての部門につきまして、18年4月1日時点で総職員数を対前年比243名純減をしたところでございます。任命権者ごとの内訳はごらんの表のとおりでございます。②でございます。平成18年度から給料表の水準を約5%引き下げ、並びに査定昇給制度の導入等を柱とする給与構造改革を行うこととしたところでございます。

(5)適正で成果を重視する行政運営、①です。総合長期計画に掲げる社会像、主な施策及び主要事業についての評価を行いまして、そのすべての結果を公表等を行ったところでございます。

54ページをお願いいたします。(6)自主性の高い財政運営の確保でございます。①です。18年度当初予算編成に当たりまして、約100億円の事務事業や県単補助金の見直しを実施したところでございます。見直し状況は表のとおりでございます。②でございます。税財源等の一層の確保を図るため、ポツの2つ目、森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、18年度からの森林環境税の導入に向けての条例制定等を

実施しております。③でございます。公営企業関係ですが、企業局につきましては、電気、工業用水、地域振興の各事業につきまして経営ビジョンを策定し、業務の効率化等を進めております。また、病院事業につきましては、病院改革の方針となります「県立病院の今後のあり方について」というものをまとめまして、平成18年度から地方公営企業法の全部適用を導入したところでございます。(7)は省略をさせていただきます。

平成17年度の行政改革の取り組み概要は以上のとおりでございますが、この概要につきましては、近く県庁ホームページ等を通じて県民に公表させていただく予定でございます。説明は以上でございます。

○河野総務部長 引き続き55ページをごらんいただければと思います。冒頭の概要説明、説明時間との兼ね合いで省略させていただいたんですが、本県の今後の財政運営に非常に大きな影響を与える地方税財政改革が今動いております。これについて具体的な内容はまだ今の段階では固まっておらないんですが、今この時点までの国の動き、県の取り組みにつきまして簡単に1枚に整理をしておりますので、御説明させていただきます。

左下でございますが、「骨太の方針2006」の閣議決定に向けまして、国、地方を通じた歳出歳入の一体改革というものが現在進められております。経済財政諮問会議などを中心に議論が進められておるわけでありまして、ことしの5月10日にさまざまな案が示されて、ここから議論がスタートしたという状況でございますが、経済財政諮問会議で今週中に内容を取りまとめて、7月7日に閣議決定という段取りのようではありますが、それへ向けて、例えば5月11日には知

事会が設置した検討委員会、地方に軸足を置いた委員会での提言、5月26日は総務大臣の私的懇談会の最終報告案などが出されて議論が進んでおるわけですが、これらに対しまして、本県の財政運営に大きな影響を与える交付税の削減というような方向性が示されたものですから、知事も定例会見での反論、また5月30日は地方六団体によるアピール、県内の六団体によるアピールなども出しておるところでございます。また、6月1日には坂元議長にも出席いただきまして、東京におきまして県選出国會議員へお力添えもお願いをしたところでありませう。6月7日には、地方六団体として自治法に基づく意見書なども提出いたしまして、強く法律に基づく意見というものを国に対して突きつけたという状況でございますが、その後、6月13日、19日と、知事は関係省庁への要望なり、九州知事会としての総務大臣また与党三役への要望なども行ったところでございます。内容的には今まだ固まってはいるんですが、要は、交付税を削減する、もしくは地方単独事業を3兆円分カットするというような、なかなか高目のビーンボールみたいなボールで攻められたところを何とか六団体の力を合わせながら押し返してきたという状況なわけですが、この段階では、7月7日にまとまる骨太方針では、交付税につきましても適切に対処するといった程度で問題を先送りする、要は、年末の地方財政対策に向けてがまた本格的な闘いの場、議論の場になるという状況かと思われませう。骨太の方針がまとまりましたら、次回のこの委員会でもまた内容につきましては御説明をさせていただきたいと思っておりますが、今は経過報告ということでこの1枚紙で御説明させていただきました。説明は以上でございます。

○**萩原委員長** 以上で執行部の説明が終了いたしました。御質疑はございませうか。議案も報告事項もすべて含めてで結構でございます。

○**由利委員** 危機管理室長、お伺いしたいんですが、最近、災害時要援護者という言葉の特に去年の台風14号以来よく聞くようになったんですが、これは何か定められた基準があつてこういう言葉というか、こういう人たちはこういう方ですよという定めがあるんですか。

○**日高危機管理室長** 災害時要援護者についての御質問ですけれども、高齢者とか障害者、障害者は聴覚、視覚いろいろあると思ひますけれども、それから子供とか妊婦とかそういうのが事例で挙げておりますが、災害時の非常時のときに一人で避難ができないとか、そういう人が対象で要援護者と、そういう人を含めて、そういう理解をしております。以上です。

○**由利委員** これはいわゆる行政用語として定着していると思ひていいわけですか。

○**日高危機管理室長** これにつきましては、ことしの3月に国の方から災害要支援者ガイドラインという文書が通知されております。これによって今、市町村の方にもこの通知を送つておるところですけれども、それを参考にしながら、災害時要援護者というものの実態、あるいはどういふ状況か、あるいはどんな避難方法をさせたらいいのかとかいふところを検討している段階でございます。

○**緒嶋委員** 報告1号の専決処分、県債をふやして、繰入金、基金を減らしたというようなことで、基金と県債残高はどういふことになるんですか。

○**和田財政課長** まず、基金でございますけれども、今回の専決をやる前の基金の残高は約368億円でございます。今回の専決処分によりま

して、1つは、減債管理基金からの繰入金を当初の予定よりも81億円減らしたことによって81億円積み増した分、それから財政調整基金への積み増しが13億円余ということで、合わせて94億円程度積み増しを行いまして、専決後の基金残高が462億円というような状況になっております。県債残高につきましては、今おおむね9,000億円程度という状況でございます。以上でございます。

○緒嶋委員 ということは、基金としてはふえたけど、県債残高、両方とも結果としてはふえたということになるわけですがけれども、このことは将来の財政運営の立場から言えばどういふふうに理解すればいいですか。

○和田財政課長 確かに緒嶋委員御指摘のとおり、基金残高がふえる一方で当然県債残高もふえているわけでありましてけれども、例えば台風の災害等での突発的な財政事情もありますので、一定程度基金を持つということは当然必要だろうという考えから、今回起債をした上で基金も積み増すという措置をとらせていただいたということで御理解いただければというふうに思っております。

○緒嶋委員 私が言ったのは、そういうことの今後の財政に影響はどういふふうに考えればと。事実はそういうことだけど、プライマリーバランス、県も将来的にはそういうのが必要になると思うんですけど、今後、新たな財政健全化計画をする上で、やはりある意味では基金がふえたから県単独事業をふやしていいじゃないかとか、いろいろな議論が19年度予算案編成に向けて景気対策を含めて出てくるような気もせんでもないわけですが、そういうことを含めた場合どう理解すればいいかということですよ。

○和田財政課長 確かに御指摘のとおり、いっ

ときとりあえず現金を持っておかないとやはり当面予算編成で大変苦勞するというような状況もありますので、基金残高をふやしたわけでありましてけれども、当然、起債をふやしておりますその分の償還が今後起こってまいりますので、引き続き財政改革に取り組まなきゃいけない状況には変化はございません。今のままいきますと平成21年度には基金残高が枯渇するという御説明をさせていただいておりますけれども、今回の専決で約100億円弱ほど基金を積み増したけれども、なお平成21年度には基金が枯渇するという状況に変化はございませんので、引き続き財政改革には取り組むべきという状況には変更はないという状況でございます。

○緒嶋委員 先ほど総務部長が言われた骨太の方針等の絡みも出てくるから、今はそういうふうに私たちも理解しておきたいと思えます。

それと人事課長、勤務実績不良等職員の取り扱い、対象職員というのは現在どのくらいおられるわけですか。いないわけですか。ゼロの方がいいわけですが。

○稲用人事課長 制度の取り扱いというか仕組みをつくった段階ですので、今の段階で何人いるというのはまだはつきしておりません。これはゼロであることが当然望ましいんですが、残念ながらというか、ゼロではないのかなというような感じは持っております。

○緒嶋委員 こういうことでいろいろな審査委員会等を開かれん方がいいわけですがけれども、職員の意識を、こういうことにならんよというふうな自覚を促す意味ではこれは私はやむを得ん制度かなというふうに思うわけですがけれども、我々がちょっと聞くところによると、職員としてどうかなという職員もなきにしもあらずと、人事課長の方が一番知っておられるだろ

うと思うんですけれども、そういう人に対する指導というのは上司の方を含めて徹底して、こういうことがあるからということだけじゃなくて、日ごろの人事管理等の徹底というか、今の行革の中での人材の立場というのは大変県民の見る目も厳しいわけですので、そういう点は今後、こういうことにかからんようにせよという指導じゃなくて、前向きに県民のために何をなすべきかという自覚を高める、そういう指導というか、そういうことを中心にやるべきじゃないかなと思うんですけれども、人事管理についての基本的な考え方はどういうことになるわけですか。

○稲用人事課長 先ほども御説明しましたように、少数精鋭の体制をつくっていかないといけない、県民の目も非常に厳しいという中で、県民の皆さんに信頼されるような行政運営をやっていないといけないと思っています。そのためにまずは職員を人材育成、能力開発というのをやっていく。しかし、一方においてどうしても意欲を含めまして十分でない職員がおる。その場合については日ごろから指導をやっていくということなんです、ある程度制度的にといましようか、きちんとしていかないと、指導がどうしても徹底しない部分もありますので、こういう形でできるかと思えます。

○緒嶋委員 これは教育委員会とか企業局とか警察とかそのあたりはどういうことになるわけですか。

○稲用人事課長 企業局、病院局については同じような取り扱いになるように聞いております。教育委員会につきましては、教職員のそういう育成に対しての別な形のプログラムがあるというふうに聞いておりますので、そういうような形でやられると思えます。

○新見委員 関連なんです、不良等職員の取り扱いについて、当然こういう状況に陥る前に日常的な指導をされるわけですが、それもきかない場合に審査委員会を経て改善指導研修になるということですが、これを読むと改善指導研修がオン・ザ・ジョブ・トレーニングになっていますが、職員としての能力の欠如とかそういうのは別にして、意欲がないというのは、例えば上司との関係においてその職場で嫌気が差すとか、そういう状況もあるのではないかなと思うんですが、そういった中でOJTでやるというのが私、よく理解できないんですが、例えば教育委員会みたいに別に教員の研修の場でやるのかというんだったらわかるんですが、日常的な指導とOJTでの改善指導研修の明確な違いは何ですか。

○稲用人事課長 OJTで研修をと考えていますのは、現実的な業務を通じてその能力といましようか、そういうものを高めていく必要があるだろうというふうに考えています。先ほど上司との関係、いろいろなお話もあったんですが、この仕組みをつくる前の段階におきまして、日常的な指導というのはやっておりますし、場合によっては業務の見直しということもやりまますし、あるいは配置がえ、職員を違う場所に行かせることによって能力を発揮できるということも考えられますので、そういうようなこともやっけていき、今回の場合は、こういう状況が継続的に見られる場合、特定の上司との関係だけじゃなくてそういうような状況があるときに仕事を通じてその能力を高めていくようにしたいということ考えています。

○新見委員 ということは、この改善指導研修に至る前には配置がえとかいうこともされるということなんですね。

○**稲用人事課長** 基本的に人事異動のローテーション3年ぐらいをベースにしてやりますけれども、職員の能力なり、いろんなことを見ながら、仕事の内容あるいは配置がえ等もやっていった上で、それでもなおかついいまいしょうか、実績に問題がある職員については集中的に研修をやっていって能力を高めようというのが目的であります。

○**萩原委員長** ほか、ありませんか。

○**坂元委員** 国民保護計画、この国の平和なところだと思うんですが、例えば弾道ミサイルが飛んでくる。建物の中から外に出ないようにというふうな警報を発令する。例えば平壤からテポドンが飛んでくるのに、どれぐらい着弾するまでにかかりますかね。

○**日高危機管理室長** 今、テポドンの話が出ましたけれども、私が聞いておるところでは10分では着くんじゃないかと。今言われましたように、ミサイルが飛んでくるのに最初から把握しておってどこに落ちるとするのは今のところじゃ無理じゃないかと思えます。しかし、今言われたように、ミサイルがどこに行くかわからないけれども、飛んでくるということでは、堅牢な施設、そこに避難するということになるかと思えますけれども、1回飛んで今度は2回目、2次的なもの、これについては幾らか避難の態勢とかとれるんじゃないかと思えます。2次的なところではできるだけ被害を最小に抑えるということになってくるんじゃないかというふうに考えております。

○**坂元委員** それはいいんですけど、例えば防災ヘリによって警報していくということ、実際、制空権がどこにあるかどうか知りませんが、まずヘリコプターが飛べるような状況にはならないだろうと思うんです。米軍なら米軍が制空権

を握ったりすれば、まずそういう飛行の許可を出さないですね。防衛庁長官に派遣要請するか、消防庁からの警報発令とか、これだけのものをつくれるエネルギーというのが大変なことだと思うんです。実際訓練をされるということですが、どうやって訓練されるんですか、例えば県民を訓練するとき。

○**日高危機管理室長** 訓練につきましてですけども、現在のところ本県でこれにちなんだ訓練をしたというのはありませんので、全国で何県か実動訓練、実際に住民の避難をさせたり、あるいは図上訓練というのがありますが、地図上で避難方法とか、そういう訓練をやっておりますので、今年度が市町村計画をつくる年度になっておりますので、これができ上がってきたら一緒に市町村の方と検討しながら、今後どういう訓練を宮崎県の特性といいますか、地域性に合った訓練、これを考えていこうというふうに現在考えております。

○**緒嶋委員** 宮崎県の地域防災計画の見直し、この中で、去年の台風14号に関する災害対策等を踏まえたものということで、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを促進すると。客観的かつ明確な判断基準というのはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○**日高危機管理室長** 今おっしゃいました避難基準の明確化ですけども、去年の台風14号を踏まえまして、これを教訓としまして、反省点の中に避難がなかなかはっきりしてないというような意見が出まして、この避難の勧告・指示というのは災対法60条にあります市町村長の権限になっておりますけれども、例えて挙げれば洪水の場合には警戒水位、これを超えた場合には避難準備をしてくださいと、特別警戒水位を

超えた場合には避難勧告の判断をしてください、それから危険水位、これを超えた場合には避難の指示、これを考慮、判断をしてくださいというようなことで、これらの警戒水位とか今言いました特別警戒水位とか危険水位、これは水防法の方に河川の関係があるわけですが、ここ辺のところと災対法の勧告・指示の関係、ここ辺が明確でなかったということで、今のように警戒水位が出た場合には避難の準備をしなきゃいけないですよ、特別警戒水位が出たら避難勧告の判断を考えなきゃいけないですよというようなことで明確にしていってらというところで今、市町村と連携をとっておるところであります。

○緒嶋委員 今のは河川の増水の場合ですが、中山間地のがけ崩れとか山崩れというのは水位とは関係ないわけです。雨量との絡み。そういうことも含めたものをつくるということですね。

○日高危機管理室長 今言われましたように、山間部においては土砂災害も出ております。亡くなった方も昨年おられますので、土砂災害につきましては、今、緒嶋委員の方から言われたように、雨量とか地域の関係とか、雨量も瞬間的に来た雨量、それと前後ずっと雨が降り続いておるときとか、あるいはその調査で市町村関係機関調査をして危険箇所、過去の災害の歴史やら見てこの辺は崩れるというようなことで危険箇所に指定したり、そういう状況を全部ひっくるめましてそういう判断をしておったわけですが、現在、気象台と県の砂防課の方で土砂災害警戒をもう少し具体的に情報を市町村の方に提供できないかということで、期限については私の方ではちょっとまだはっきりしませんけど、今、砂防課の方で気象台と検討しておりますが、時間的なものを予測してこの市

町村はこれだけ今降っておると、2時間後とかそういう後には土砂災害の危険が非常に高くなるというような情報を提供してやろうということと取り組んでおりますので。以上です。

○緒嶋委員 大変ありがたいことなんですが、できるだけ提供できる体制を早くとっていただかなければ、昨年なんかは、例えですけども、日之影町はあれだけ土砂災害があっても人命は1人も亡くならなかったわけです。ところが、高千穂は5戸家が土砂でやられて5人亡くなっているわけです。日之影は30戸以上家がやられて1人も亡くなっていない。このあたりの感覚が、日之影町は災害常襲地帯であったので消防団、住民も含めて危機意識が高いわけです。これだけ降れば危ないという自主避難を、消防団も含めてそういう体制が確立されておった。高千穂は前年はかなり雨が降っても裏山は壊れなかったからことは大丈夫だろうと思って避難されんかったら、やられたと。前の年は避難されておるわけです。明確な基準があれば、前回は避難して降らんかったけれども、ことしも昨年以上に降っておれば危ないなとか、そういう基準が住民に明確にあれば避難を早目にすると思はうんです。そこ辺の体制がまだ整備されてなかったということが5名も亡くなられた大きな要因になっておると私は思はうんです。これは早く明確な、客観的な、なかなか難しい表現ですけども、できるだけ早急に確立して、市町村はもちろんですけれども、避難に対して住民がどれだけそれを自覚するかということだと思はうんです。住んでおる人は自分の家が危ないかどうかというのは大体わかっておるわけです。明確に危ないというものが、客観的なものが早く出てくれば、私は相当人的被害は防げるんじゃないかというふうに思はうんです。これ

はできるだけ早目に、こういう基準はなかなか難しいところもあると思うんですけれども、基準として早目に整備していただくとありがたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○萩原委員長 ほか、ありませんか。

○野辺委員 教えてほしいんですが、議案4号の地域手当というのは、東京事務所とか行っている人はかなり手当が出ていると思うんですが、これは県内における地域手当ということなんですね。

○稲用人事課長 今回の条例改正の関係で具体的に申し上げますと、現業職員の方で東京に3月までいらっしゃった方がこちらに戻っておりますが、その方については経過措置で旧来の調整手当が出てくるんですが、そのまま調整手当だと調整手当という概念がなくなっておりますので、地域手当に改める必要があるということで改正するものであります。

○野辺委員 県内は一緒ということですね。

○稲用人事課長 地域手当そのものにつきましては、具体的に言いますと東京、大阪、福岡に勤務している者に出る手当であります。

○萩原委員長 ほか、ございませんか。

○新見委員 防災・防犯メールについてお尋ねしたいんですが、7月の中旬から募集並びに配信が始まるようですが、まず目標はどのくらいに設定されているんでしょうか。

○日高危機管理室長 一応2万人は予定をしております。といいますのが、福岡県が昨年6月から始めまして、現在2万人程度登録がされておるということで、容量につきましては、10万人の容量は見てあります。以上です。

○新見委員 既に市なり町が独自にメールのシステムを構築しているところもありますが、そこ辺との連携はどうなっているんでしょうか。

○日高危機管理室長 現在、県内で延岡市を初めとして小林、宮崎市、日南、西都、高鍋、新富、この辺が開始あるいは検討しておるというふうに承知しております。そこで県のシステムとしては県内全域をカバーできるということで、そこ辺の使い方は利用される方で判断してもらいたいと思いますが、市町村の方とも十分連携をとって、市町村の方に協力いただく分もあるものですから、そういうところで連携をとっていきたいと思います。また、県のシステムでは県警の防犯情報、不審者とか声かけ事案とか、こういうのも配信できるようにしておりますので、お互い連携をとっていきたいというふうに思っております。

○新見委員 できるだけ多くの方に登録をしていただけるように、いろんな県広報なりテレビなりでしっかり情報宣伝していただきたいと思います。

○萩原委員長 ほか、ありませんか。

総務部長、僕は一つ心配しておるんですけど、先日のどこの新聞かにも出ただけけれども、県は職員を減らしておりますね。職員を減らす方に関しては私もいいんですけれども、いろんな意味で職員の給与をとめたり、いろいろ諸手当を削ったり、課長から課長補佐クラスで年間に50～60万落ちておると思うんです。さっきの緒嶋委員じゃないけれども、元気を出せといたって、これでは空元気になってしまうんじゃないかと。ある意味ではせっかくのシンクタンクが行政職に向かわなくなる傾向が出てきはせんかという心配があるんです。県の職員、人間を人減らしもする、給与面における待遇も悪くする、それではちょっと問題が出てくる心配がしておるんですけれども、それは部長どう思っていますか。

○河野総務部長 県職員の試験への応募者が減っているというようなマスコミ報道もありまして、おっしゃいましたように人材確保という面からも厳しい状況になるのかなと思うんですが、ただ、給与につきましては、地方公務員法で定められている手続にのっとって人事委員会勧告などを経てやっておりますので、財政状況が厳しいからといってとにかくやみくもに下げているという状況ではありませんで、国の公務員ですとか民間企業等とのバランスをとってやっておりますので、給与の決定に関してはそういう法律で定められたあるべき給与水準になっておりますので、それはやむを得ない部分なのかなと思います。

○萩原委員長 実は議会事務局の職員がおりますけれども、ささやかなことだけれども、我々が県北と県南とか一緒に調査視察等出張行きますね。何も目に余るような食事をしたり、特別変わったことをしているわけじゃないんです。職員が手出しをしなきゃならんような出張が結構ある。議会事務局だけじゃなくてほかのところにもあるやに聞いているんです。それはぴしゃつとした所定のお金だったら出すべきは出さなきゃいかんと、私はそう思うんです。その辺を一回実態を調べていただきたい。出張したたびに手出し、金額は小さいんですよ、500円とか1,000円とかかもしれないけれども、それでも出張したときに職員が金を出さなきゃならんような、締めるのとけちとはちょっと違う、私はそう思うんです。その辺の実態を調べていただきたい。

○河野総務部長 御指摘のように、ほかの地方公共団体におけるさまざまな不祥事をきっかけとして、かなり公務員たたき、地方公務員たたき、進んでいる中で一部萎縮している部分、振

りが振れ過ぎている部分があるのかもしれませんが。御指摘を踏まえて、やはり出すべき部分は出すべきだと思いますので、そういうところ、見直しの意識を今後持つておきたいと思います。

○萩原委員長 当然県としてやらなきゃいかん大事なことはやらなきゃいかん。くだらんことを、重箱の隅をつつくようなことだけはやめてほしい。本当に元気の出る宮崎にするにはどうしたらいいかという方に視点を変えてもらわないと、職員なりいろんな人たちが萎縮するようなことを余り声高にやってもらっちゃ困る。極端なことをこういうところで言うといかんかもしれないけれども、たばこを吸ってどうのこうの、吸う場所がどうの、実に私はくだらんと思う。そういうことよりももっと大事なことがあるはずだ、私はそう思う。以上です。

それでは、その他のその他で。

○米良委員 これは財政課長にお聞きするのがいいのか、お話をいただきたいと思うんですが、きょうの新聞でもきのうから載っていますけれども、国の行財政改革、特に地方のこれからの予算のあり方等について考えますと、大変だなと思いますけれども、特に向こう5年間で11兆か13兆か14兆か知りませんが、改革に改革を重ねてできるだけ国債を発行しないと。出の部分を削減していくということになりますと、県もそれなりの腹くくりにやしようがないと思うんです。

そこで私は23ページで特に思うんですけれども、国庫支出金が1,422億と最終の予算が計上されておりますが、従来、補助事業と地方交付税との関連をひもといてみますと、十数年の間、補助事業はどんどんやれと、そのうちの6割か5割は地方交付税で返ってくるんだと皆さんは自慢げに今まできましたね。総務部長も御存じ

ですが、将来、国がそれに対する手当をそのままずっとしてくるのかなということ私を懸念するんです。12～13年前からそういうことを私はこの委員会あたりでもしょっちゅう危惧を抱きながら、皆さん大丈夫ですかと、こんなに事業を持ってきて、交付税で措置されるんだと、そういうことをずっと皆さんが言ってきましたけど、将来そういうことを考えると、きょうからきのうの新聞を見ておきますと、果たしてそういうのが今度は措置されるのかなと思えてならないんですけど、課長、どうなんですかね、国との関連は。

○和田財政課長 今、米良委員からも御指摘がございましたけれども、平成5年ごろからいわゆる景気対策の一環ということで国の方からも補助事業をやれと、補助事業の裏についた地方債を起こしまして、地方債について交付税措置をするという形でどんどん地方団体に対して各種の公共事業等も箱の整備等をやってきたところでございます。これに対する将来の交付税措置の見込みでありますけれども、これについては地方団体も過去にやった分については適切に措置をすべきだというふうに申し上げておりますし、総務省サイドでは、過去に起債を起こしてそれに対して交付税措置を認めていたものについては、基本的にそれについては今後ともちゃんと交付税措置をやっていくというふうには言っているところでございます。ただ、今後、新たに地方債を起こしてそれに対する交付税措置については、これは国の方では見直していくと。いわゆる地方債に対する交付税措置については、新たに発行する地方債については見直していくというような方向で議論が行われておりますけれども、既に過去に発行した地方債に対する交付税措置については基本的に継続し

ていくというふうに聞いているような状況でございます。

○米良委員 もう一つ、課長、心配なのは、累積県債が9,000億でしょう。どういう見通し立つんですかね。どういうふうな返済していくの。

○和田財政課長 9,000億円の県債残高があるわけでありましてけれども、過去に起こしました起債の多くは、いわゆる経済対策のときに交付税措置があるということで起こしております起債もかなり、ちょっと今、手元に資料がございませんけれども、9,000億円のうちのかなりの部分について交付税措置のある起債ということで、償還に当たっては一定程度は交付税措置によって措置がされる分というのはございますけれども、それ以外につきましては、できるだけ公債平準化しながら、そのときの財政状況見ながら、返してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○米良委員 国は国で思い切ったそういう改革をやりながら乗り切っていくわけですね。県も何がしかの、例えば宮崎県は9,000億の県債を持っているわけですが、その中である程度は国の動きを注視しながら、県もやっぱりそういう厳しさを念頭に置きながら対応していかなきゃならないという計画は立てにゃいかんわけでしょう。それはどうですか。

○和田財政課長 起債残高につきましては、過去10年ほどずっと残高伸びてきたこともありまして、まさに平成15年度に第1期のいわゆる財政改革推進計画を策定いたしまして、起債残高、これ以上ふやさないようにしつつも、基金を何とか保っていくということでこの3年間改革を進めてきたところでございます。3年間進めてきたことによりまして、すぐに基金が枯渇して破綻するというような状況につきましては一定

程度避けられたわけでありましてけれども、今のままいきましても、やはり平成21年度には基金が枯渇して通常ベースで予算が組めないという状況には変わらないというような状況でありますので、引き続き新しい財政改革に取り組んでいかなければならないということで、ことし中の新しい財政改革の策定に向けて検討を進めているというような状況でございます。

○米良委員 そういうさなかにおいてことしの県債が900億ですね。そういう厳しさからすると、景気対策も午前中いろいろありましたけれども、農業も林業も昔から言われる第1次産業が枯渇寸前ですよ。それぞれ中山間地あたりの実態を見ますとね。それを何かで補ってきたというのは補助公共事業です。不幸中の幸いで今年の14号台風で何とか災害対策で今やっていますけれども、それによって何とか中山間地は維持できるという、そういうものがあるわけですが、これから補助公共事業なるものごとを考えると、さてこれから事業なんかがどう展開していくのかなということを見ると、相当削減から削減を余儀なくされるであろうということ予測しますと、特にそういう地域は大変な事態になるだろうなというのが一つ。

それから、そういうさなかにおいて補助公共事業に対する宮崎県のこれからのあり方等につきましても、厳しいでしょうけれども、それを何らか維持していく度量を持ってくださいよ。お願いしておきます。決してそこ辺に波及しないように、大変ですよ。お願いします。

○萩原委員長 重々心得てやっていただければありがたいと思います。

ほか、ございませんか。

ないようでしたら、以上で総務部の審査を終わります。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、明日の午後1時5分から行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

何かほか、ございませんか。

何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思います。

午後1時55分散会

平成18年6月28日（水曜日）

午後1時5分開会

出席委員（8人）

委員	長	萩原耕三
副委員	長	満行潤一
委員		緒嶋雅晃
委員		米良政美
委員		坂元裕一
委員		由利英治
委員		野辺修光
委員		新見昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

調査担当主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	古谷信人

○萩原委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号から第5号、報告第1号及び第2号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第5号、報告第1号及び第2号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「総合政策及び行財政改革に関する調査」については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告の骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

○満行副委員長 委員長が終わりのときに要望された職員の士気の低下、人材確保の懸念というのを触れられましたけれども、そのあたりを入れていただくとありがたいと思います。

○萩原委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいま副委員長の申し出もありますので、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 では、そのようにいたします。暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催することには御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月28日から31日にかけて実施することといたします。詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 何もないようでございますので、以上で委員会を終了いたします。委員会の皆さんにはお疲れさまでした。

午後 1 時 9 分閉会